

独立行政法人評価分科会（平成19年9月10日開催）議事録

1 日時 平成19年9月10日（月）13時30分から16時20分

2 場所 総務省第1特別会議室

3 出席者

（独立行政法人評価分科会所属委員）

富田俊基独立行政法人評価分科会長、森泉陽子独立行政法人評価分科会委員、縣公一郎、浅羽隆史、稲継裕昭、井上光昭、岡本義朗、河野正男、河村小百合、黒川行治、黒田玲子、櫻井通晴、鈴木豊、田淵雪子、山本清、山谷清志の各臨時委員

（総務省）

関有一行政評価局長、若生俊彦行政評価局総務課長、白岩俊評価監視官、清水正博評価監視官、岩田博調査官、細川則明調査官

4 議題

- （1） 見直し当初案に関する府省ヒアリング（総務省、農林水産省）
- （2） 役員の退職金に係る業績勘案率（案）について
- （3） 報告事項

5 配布資料

- （1） 見直し当初案＜総務省所管2法人（統計センター、平和祈念事業特別基金）＞
- （2） 見直し当初案＜農林水産省所管3法人（緑資源機構、農畜産業振興機構、農業者年金基金）＞
- （3） 各府省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について（総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省）

○ 富田分科会長

それでは時間になりましたので、ただいまから政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会を開会いたします。

本日の分科会は、先日に引き続き、今年度の見直し対象となっております35法人の見直し当初案に関する府省ヒアリングの一環といたしまして、総務省所管2法人及び農林水産省所管3法人の見直し当初案に関するヒアリングを行います。また、その後「役員の退職金に係る業績勘案率について」の案件に関して事務局から説明を受け、ご審議いただきます。

前回の分科会の際にも申し上げましたとおり、今後、当分科会として、主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性の検討を行っていく上で、非常に重要な意味合いを持つものと考えておりますので、委員の皆様のご協力をなにとぞよろしくお願いいたします。

それでは、総務省所管2法人の見直し当初案につきましてヒアリングを行います。

本日は、総務省川崎統計局長をはじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。

最初に統計センターの見直し当初案につきまして、その主要なポイントについてご説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、全体の時間の関係もありますので、ご説明は5分ということでお願いいたします。

○ 川崎統計局長

総務省統計局長の川崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の先生方には平素から大変お世話になりまして、ありがとうございます。説明は座ってさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

統計センターの組織業務の見直し当初案、整理合理化案でございますが、こちらの概要版に沿いましてご説明させていただきたいと存じます。

まず、早速でございますが、表紙をめくっていただきまして1ページ目をご覧くださいと思います。ここでは独立行政法人統計センターの沿革等についてご説明させていただいております。我が国の統計制度は、各府省それぞれが統計を作成いたしますいわゆる分散型となっておりますが、その中で総務省統計局は、国勢調査を初めといたします統計体系の中核となる基幹的な重要統計を所掌しているところでございます。

この下の図にございますように、統計センターの任務でございます製表という業務は、実は一連の統計業務の中に入っている業務でございます。その中でも重要な工程の1つでございますが、統計局の統計調査につきましてははなから業務の規模が大きいということ、また専門性も高いということから、従来からひとまとまりの専門組織が担ってきているということでございます。

かつては総理府統計局製表部という組織でございましたが、これが昭和59年の総務庁の発足とともに総務庁統計センターとなりまして、平成15年4月に独立行政法人として分離されて現在の統計センターに至っております。

次に2ページに進ませてもらいたいと思います。こちらの左下の図をご覧いただきたいと思います。ここでは、独立行政法人への移行に当たりましてどのような切り分けを行ったかということをお示ししております。製表の業務というのは幾つかの業務内容から構成されておりますが、統計センターの独立行政法人化に当たりましては、集計の企画ですとか品質管理といった、従来から国側で実施していたコアとなるような業務も含めまして、包括的に切り出しているというところでございます。

そして、第1期中期目標期間、平成15年から今年度、19年度まででございますが、この間に業務経費約6%のカット、常勤職員の約6.6%の純減を実現しているところでございます。

続きまして、3ページに進ませてもらいたいと思います。ここでは次期中期目標期間に向けての見直しの方向をまとめております。まず、背景を若干申し上げます。統計行政は、現在、大きな節目を迎えているところでございます。今年の5月に、統計法が60年ぶりに全面改正をされてございまして、この中で統計制度の改革が進められております。これにつきましては、左の下の図のように、統計は「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」と位置付けられまして、このために社会・経済をよりの確にとらえるための新たな統計を整備していく、また、調査票の情報の二次的利用といった道を切り開くなど、新たな取組を行うことが求められております。

他方で、現下の行財政事情の中では、私どもはスリム化を大変厳しく求められているということでございまして、今後はこの中で人的資源ですとか、あるいは専門技術を有効に活用する、適正な情報管理、品質管理などを行いながら新たなニーズに対応していくことと、スリム化・効率化を両立させていくということが必要となっております。統計センターは、このような政府の取組をサポートしながら、公的統計に必要な基盤的なサービスを提供する役割を果たすこととしているところでございます。

続きまして、4ページに進ませてもらいたいと思います。4ページは事務・事業の見直しをまとめているものでございます。この左側のグリーンの部分、これは統計制度改革の中で対応すべき課題を示しております。一番上の「国として不可欠な統計作成の確実かつ効率的な実施」というところでは、例えば経済に関する国勢調査ともいわれる「経済センサス」を実施し、その製表を行うということがございまして、また、新たな調査を含む重要統計について、品質の高い統計を作成していくということが課題でございます。

2番目では、新統計法の下で新たな業務ニーズへ対応していくということで、例えばオーダ

一メード集計等のサービスを行うことがございます。

3番目は共通基盤の提供による政府統計の効率化への貢献ということでございますが、政府統計共同利用システムといった、全府省で共通に利用するようなシステムを整備いたしまして、この管理運営を行うことが統計センターに求められております。

これらの対応は総人件費改革に取り組む中で実現していくということが必要でございまして、右側のオレンジ色の部分ではそのための方法を取りまとめております。この中では具体的には、民間開放等の外部リソースの積極的活用、業務プロセスの見直し、あるいはITの活用による生産性の向上といったことが、具体的な対応策として考えているところでございます。

また、新たなサービス提供に伴います利用料金などによりまして自己収入を得ていくこと、あるいは業務・システムの刷新といった取組による合理化を図るといったことを進めていくこととしております。

次に5ページに進ませていただきたいと思います。ここでは組織の見直しの概略をお示しさせていただきます。この度の見直しにおきましては、常勤職員をコア業務に重点配置していくということを想定してございまして、この図のイメージのように、政府統計に求められている新しい行政サービス、これは先ほど申し上げましたような事情で新たに発生しておりますが、これを含めまして現状よりスリム化した体制を実現していきたいと考えております。これを実現するためには、現行業務を常勤職員ベースで11%削減してまいりまして、その一部分を原資として新規業務に充てまして、全体として新規業務を含めまして5年間で6%以上純減することとしております。

また、政府の方針を踏まえまして、「非特定独法への移行について検討する」こととさせていただいております。この検討に当たりましては、ここでは記述しておりませんが、4点ほど課題があると考えております。1点目は統計の公平性・中立性を確保することでございます。2点目は、統計の公表が所定の期日に遅れるといった業務の停滞が起これないように、そういった事態を回避するというところでございます。3点目は専門的な人材の確保・育成の観点から、円滑な人材交流、人事交流、あるいは適材適所の配置といったことに遺漏のないようにするというところでございます。4点目は守秘義務を制度的に課するというところでございます。

現在、これらの課題の解決に向けた検討を進めてございまして、法制面も含めて関係部局との相談なども行ってございまして、新中期目標期間を迎えます来年4月に向けて遺漏のないように、引き続き準備を進めてまいり所存でございます。

最後になりますが、今日、人口減少、超高齢化が進展する中、財政の再建と持続的な経済成長の両方を実現することは、我が国の重要課題であると認識しております。新しい統計法の中では、公的統計は国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付

けられておりまして、正確で信頼される統計を整備していくことは、これは国の基盤として不可欠なものであると考えております。

私どもといたしましても、政府の歳出・歳入一体改革、総人件費改革、また独立行政法人改革等に着実に取り組むとともに、統計が国の判断を誤らせたり、あるいは国内外の信用を損ねたりするような事態が生じることのないように、しっかりと使命を果たしてまいる所存でございます。

委員の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○ 富田分科会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。どうぞ、井上委員。

○ 井上臨時委員

ご説明どうもありがとうございました。大きく3点ほど質問させていただきます。

まず1点目ですが、今回の次期中期計画に向けた業務の見直しという中で、実際、業務の全体量をまず押さえる必要があるかと思えます。その中で統計センターを考えるときに、まず1つ考えなければいけないのが統計局と統計センターの業務の切り分けの問題です。実際に業務の中で重複したりする面がないのかという点について、効率的な業務運営を図るといような観点から、どちらかに集中させたほうがいいのではないかという点が1点あるかと思えます。その点について、どのような方針、どのような見直しの手順を踏まれていくのかという点が1点目です。

もう1点は、実際に国の行政機関とか地方自治体などからの統計調査の製表業務という、いわゆる受託製表業務については、今後それを拡大していくのか、それとも縮小していくのか。積極的に、つまり国の機関とか地方自治体から取っていく、実際請け負っていくのだという方向なのかという点について、その方針についてまずお伺いしたいと思います。

次に、今回、組織の見直しというような面で合理化のアクションプランをいただいております。その合理化のアクションプランの中では、各業務を大きく総務、管理、企画、受付整理などの製表業務等に分けて、それぞれ削減人員というものを示していただいております。この中で業務ではなく、個別の調査という観点でどれぐらいの経費がかかっているのか。特に人的な投

入量の問題で、どれぐらい実際に各調査業務にはかかっている、どれぐらいの削減が見込まれるのかというような、個別の調査ごとの算定というのがなされているのか。また、その算定されたものについて、どのような削減ができるのかという結果が出ているのかどうかという点について、ご説明していただきたいと思います。

特に国からの受託という部分につきましては、従来は運営費交付金ということで一括になっております。それが管理部門、管理会計的には当然、受託製表ごとにそのコストを算定するという部分が必要でしょうから、それも踏まえて算出しているのかどうかという点も踏まえて、お聞かせいただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○ 富田分科会長

はい。お願いします。

○ 川崎統計局長

まず1点目の組織の切り分けの問題でございますが、これは率直に申し上げまして、大変悩ましい問題であることは事実でございます。ちなみに外国の例などを申し上げますと、ほぼ間違いなく、統計センターの機能は国側の統計機関の一部の機能として持っておりまして、日本のように製表機能を独立の法人として切り出してアウトソーシングするというのは、ある意味、まれな例であると思っております。これも国の全体の改革の中でやってきたことございまして、私どももこれをやる限りですと、本日の資料にはお示ししておりませんが、これまで評価委員会で独法の評価をしていただいておりますが、その中では十分効率が上がっている、また効果が上がっているというご評価もいただいておりますので、一定の成果はあるものと認識しております。

今後の見直しの中で組織の切り分けをどう考えていくかというお尋ねということでございまして、これはもちろん、どちらかに集中するという考え方としましては、諸外国の例などを見ますと、1つの考え方として、国の側に全部集中するというのが選択肢としてあるのではないかと思います。現下の状況では、観念上あり得ても、なかなか取り得ない選択肢であると思っております。

それから、逆に独法に寄せていくというのも、これもいろいろな事例を考えましてもなかなか考えにくいケースであると思っておりますし、また、先ほど申し上げましたように、最近、統計のさらなる強化ということで統計法の改正も行われていることもございまして、私どもとしてこれ以上統計をアウトソーシングすることは、なかなか難しいのではないかと考えております。

したがいまして、組織の切り分けは、それぞれの組織に必要な機能は当然ございますので、それをできるだけ効率性を高めながら、組織が2つに分かれたことに伴います、例えばコミュニケーションの弊害、連絡の弊害などがあり得るわけで、そのようなことがないように逆にしっかりと運用し解決してまいりたいと考えておりまして、現時点でこの切り分けを大きく変えるということは想定をいたしておりません。

それから2番目のポイント、国や地方からの受託ということでございますが、私どもとしては、この受託を拡大していく方向で考えたいと思っております。ただ、これはあくまでも、私どもが幾ら窓口を広げても、発注される側のニーズがございませんとどうにもなりませんので、私どもの姿勢としてはできることであれば喜んで統計の集計、そしてそれを効率的に行っていくということを通じまして貢献してまいりたいと、統計センターに期待しているというところでございます。

それから3番目の合理化のアクションプランということでございますが、この中で私どももかなり丁寧にデータを把握しているところでございます。統計センターの人員が、どの業務にどれだけ活用されているかというのは、私どもはきちんとした管理システムで相当正確に把握しておりまして、そういったことを毎年、総務省の独立行政法人評価委員会でも報告させていただいておりまして、そのようなデータをベースに改善が図られているという評価をいただいているわけでございます。

したがいまして、実績は当然のことながら分かる訳でございまして、今後、先のプランをどうするのかがお尋ねのポイントかと思えます。これにつきましては、特に私どもの統計調査は2種類に分かれておりまして、1つは経常調査と呼ばれる、毎月行う調査のことです。物価指数、これは非常に注目されますが、あと失業率を出します労働力調査ですとか、家計調査といったものがございまして、これはある程度業務量の予測がつくところございまして、こちらにつきましてはある程度の目標設定をしながら、これまでも進めてきておりますし、今後も進めていく予定で考えております。

それからもう1つ、実は5年ごとの大きな規模の調査がございまして。これは5年たちますと調査に対してのニーズですとか、あるいは調査手法も変わるということもございまして、なかなか予測のつかないところがございまして。特に統計の利用のニーズが増えておりますので、いろいろな集計をやってくれというご要望がございまして、調査を実施する直前までなかなかその具体的な集計内容が固め切れないのが、私ども統計局自身の立場でございまして。そのようなことから、統計センターであらかじめそのものの調査につきまして、これだけやる、これだけの合理化を達成するというのは予測がつきにくいところがございまして。つまり、業務内容、業務の方法、業務量などが変わりますので、そのような意味での予測がつきにくいところがござ

います。

ただ私どもは、先ほど申し上げましたように、管理のほうではデータもきちんと取っておりますので、そういったものをベースに、できるだけ業務量等が把握できた場合には、それを先に目標に活かしていくような努力をしてみたいと考えているところでございます。

○ 富田分科会長

井上委員、よろしいですか。

○ 井上臨時委員

今お答えいただいた中で、まず1つは、統計局と統計センターの切り分けについて、もう1度その企画と審査の各部門について、すべてをどちらかにというのではなくて、現状に対してもう1度業務の見直しをぜひお願いしたいと思います。重複があるように私は感じております。

そして次に、製表業務の、他に国または地方公共団体からの受託ですが、今お聞きしていると間口を広げるというようなお話でしたが、ある面、他の省庁に対しても営業活動的なものというのでしょうか、受託するための努力ということが必要になるのではないかと思います。

あともう1点お願いしたいと思います。もう1点は、最後に過去の個別の調査ごとのコストという面ですが、それを将来にわたって、つまり次期中期計画にわたっての、どれぐらいかかるのだというものをお示しいただきたい。これは後日、事務局にご提出いただければと思います。

以上3点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 富田分科会長

ほかにご意見、ご質問等。はい。山本委員、どうぞ。

○ 山本臨時委員

今の井上委員の話とも関連するのですが、受託を拡大されるというのは、これはそれで独立行政法人ですから1つの経営方針だと思います。ただし、その前に、井上委員からもお話がありましたとおり、本来業務でコアコンピタンスという話が前回出たと思いますが、そのような統計の専門職としての本来やるべき業務が、受託業務をやることによって失われることがないようにしなければいけないのと同時に、今実施されている受託業務と本来業務の財源とそのコストの関係がどうなっているかというのをやはり明らかにしていただかないと、その方針自身が、本来、独立行政法人、あるいは財政的な観点、いろいろな側面において将来のコアコンピ

タンスを維持するという点においても、またどうかという判断がつきかねるものですから、可能であれば受託と本来業務と切り分けた格好のマンパワーなりコスト分析の結果を、ぜひお出しいただきたいと思います。

○ 富田分科会長

ほかにご意見は。田淵委員、どうぞ。

○ 田淵臨時委員

今、井上委員がご質問された3点目の部分でご回答いただいた中で、5年ごとの調査、大規模周期調査に関しては、予測はつきにくいのだがきちんとデータを取っているの、それを基にしてというお話だったのですが、具体的に現時点ではどのような検討をなさっているのか。要するに、データを取っているからそれでおしまいではなくて、それをどう活かしているのか、現時点で構いませんので、今この辺りを具体的にどのような形で今検討されているのかということ、それをどのような形で製表業務の効率化等々につなげていこうと考えていらっしゃるのかということ、まず2点お聞かせいただきたいと思います。

あともう1点お聞かせいただきたいのですが、製表業務と合わせて技術研究業務も実施されていると思います。こちらは本来業務ということになっているようですが、これを本来業務として実施する必要性がよく分からない。製表業務の附帯業務という範囲内で十分ではないでしょうか。それを本来業務として実施する必要性、つまりなぜそれを統計センターで実施しなければいけないのか、そしてその研究等々に関して、民間によってできるものであるなら民間にゆだねるべきですし、センターでなければできないものがあるのであれば、それはどのような点なのかということをお聞かせいただきたい。

その業務を実施した場合、業務の効率化に資する研究に特化するということは伺っているのですが、その結果をどのような形で評価しようとしているのか、成果をどのような形でつかもうとしているのか、その点をお聞かせいただけますか。

○ 富田分科会長

それでは簡潔にお願いいたします。

○ 川崎統計局長

1点目の、具体的にどんな形で取ったデータを改善につなげていくかということですが、先ほど申しあげました経常調査は、比較的定量的な目標を設定してやっております。周

期調査は、少なくとも前回の結果の評価をやることを通じて、今後、同じ方法でやる場合であればどうやったらいいかというのは、これはあまりきちんとした定量的な評価ではございませんが、そのような分析などをやっているというところがございます。ただ業務内容が、先ほど申し上げましたように、全く変わるケースもございますので、その意味ではおっしゃるとおり、先のところは難しいというのはやむを得ないことかと思っております。

それから次に研究業務でございます。これは本来業務としてやっております、これには幾つかの要素があると思えますが、まず、技術的にほかにこのような分野をやっておられる機関がないというのが1つございます。統計の製表の分野というのは統計学の中でも非常に珍しい分野でございます、あまり国内に文献がないということも事実でございます。それが1つ目。それからもう1つは、そのようなことをやろうとしますと調査票原票の個票をどうしても使わざるを得ないという、一番企業や個人の秘密にかかわる部分もございます。したがって、やはり調査票を製表の処理で扱う機関が行うというのが一番合理的なものであると考えております。

これをどう活用していくかということでございますが、これまでの評価報告などにも入れさせていただいておりますが、例えば分類符号の自動格付というシステムは技術的な研究の蓄積があって初めてできるものでございますが、そういった合理化はこのような研究の成果として実現しているものでございます。したがって、私どもとしてはこういった研究の効果は、そのような形で評価をしていくということを考えているところでございます。

○ 富田分科会長

田淵委員、どうぞ。

○ 田淵臨時委員

最初の点で、予測がつきにくい大規模周期調査等々ですが、これまでずっと実績がおありなわけですね。前回の評価の結果を踏まえて活かしていくということですが、これまで実績があるのであれば、かなり累計化なり何なりできると思えます。しっかり評価をしていけば、その辺を基にして、ある程度のパターンでなら業務量をつかむことはできるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○ 阿向総務課総括課長補佐

補足説明させていただきます。例えば調査票の回答状況でありますとかそういったところから見えない部分があって、業務量の予測がなかなか難しいという部分がございます。

他方で業務につきましては、前回と同様でございますと、先生ご指摘のように、前回と同じような実績があるわけですから、そこを踏まえた上で業務改革を実践していくことができます。こちらにつきましては、私どもはまさにそのとおり進めているところでございます。一例を申し上げさせていただきますと、今回の中期目標に向けた新しい取組といたしましては、符号格付業務といいます、いわゆる製表業務の中でも作業的要素が、業務量的にも、かなり大きい業務がございまして、こちらにつきましては官民競争入札等監理委員会等にもご指導いただきながら、新しい中期目標期間では平成21年から始まります全国消費実態調査を初めといたします大規模調査すべてにつきまして、符号格付業務の民間開放を実施していくということで、業務改革を取り組んでいく予定でございます。

その他につきましても、職員研修におきます外部インストラクターの活用でございますとか、業務におけます民間委託の拡大でございますとか、さらに業務環境の基礎となっておりますコンピューター関係につきましても、ホストからオープンシステムへの移行でございますとか、また、汎用的なパッケージソフトウェアの導入でございますとか、このような取組をやっている予定でございます、これまでの業務を参考といたしまして、踏まえた検討・改革を進めていく予定でございます。

○ 富田分科会長

田淵委員、いかがですか。

○ 田淵臨時委員

もう1点いいですか。

○ 富田分科会長

はい。どうぞ。

○ 田淵臨時委員

技術研究業務の成果といいますか評価の部分ですが、19年度計画の中で定量的な目標を立てて実施していくという形で取り組んでいらっしゃるかと思うのですが、そこを見せていただいたところ、研究成果の普及等の定量的な目標として、普及のために各種資料を5冊以上刊行するですか、あと研究会を2回以上開催するですか、その段階でとまってしまっています。要するにアウトプットですね。何をするだけでなく、その結果どうだったのかというところが見えてこなかったのですが、その辺の評価の仕方はどのように考えていらっしゃいますか。

○ 阿向総務課総括課長補佐

まず1つ、アウトプットの目標については、これは他法人を参考にして設定させていただきました。

他方で、今先生ご指摘の部分は、アウトカムの部分をいかに設定していくべきかという、アウトプットではなくてアウトカムというところだと思います。こちらにつきましては、まさに技術研究のこれからスタートさせる問題でございますので、実際にどこまで物になってくるかを、あらかじめ業務量として何%カットできるという形での目標設定は、先ほど申し上げました特徴も相まって、なかなか難しい局面はあるかと考えてございます。

ただし、事後的な評価につきましては、もちろんそれは実務の中に取り入れていくことになりますので、実務の中でどれぐらいの業務カットができてきたのか、経費としてはどれぐらいカットできたのか、人件費としてはどれぐらいカットできたのか、こういったところは実績としても当然ながら把握していきながら、その部分を評価していく予定でございます。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、森泉委員。

○ 森泉委員

ご説明ありがとうございました。最近、統計の公表というのが、ネットからすぐに取りれるなど非常に進歩していて、私も利用させていただいて非常に助かっております。

お聞きしたいのですが、統計センターの一番の問題点というのは、匿名データを扱っていることと理解してよろしいですね。

○ 川崎統計局長

そのとおりです。

○ 森泉委員

そうしますと、匿名データの提供というので安易なことはできないという意味で、市場開放も今後、ここところがネックになってできないと理解してよろしいのでしょうか。あるいは、匿名データを何らかのリサンプリングの方法をするのであれば、匿名データの扱いによっては、民間に提供をするということも考えていらっしゃるかどうか第1点です。

もう1つは、官庁を回ってオーダーメイドができると営業なさるということだったのですが、

私は何かおかしいような気がしました。官庁から統計のニーズがなければ、これはあえてなさなくてもいいのではないのでしょうか。これは大変な作業であることは確かなので、その辺、むしろその前に、統計自身がどの程度重要であるかということをお官庁の方たちに認識していただくことがまず先ではないのでしょうか。営業活動の前に統計の重要性を理解していただくことがまず先ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

以上、2点です。

○ 富田分科会長

はい。お願いします。

○ 川崎統計局長

1点目の匿名データでございますが、言葉の整理をさせていただきますと、統計センターの中でございますデータは匿名化ではなくて、むしろ個別が識別できるような状態になっております。これを統計センターとしては一切外に出さないようにして、完全な秘密保護をしていくというのが基本姿勢でございます。

その中で、今、先生お尋ねの件はむしろ新しい統計法の中で、研究者用に匿名化処理をされた、個別が識別できないような処理をされたファイルを、もう少し研究者に広げていく必要があるのではないかということについてどのように対応するかというご主旨かと思えます。

その点につきましては、今、統計センターでも、まさに先生がおっしゃったようなリサンプリングの手法ですとか、あるいはサンプルの中でも特異なデータは、やはり識別可能な状況が起きますので、そのようなことが分からないような匿名化処理を研究いたしまして、提供していくという前提になっております。これらはすべて新統計法の中でやる予定にしております、新たにこの秋口に立ち上がります統計委員会にご報告しながら、そのアドバイスもいただきながら進めていくということでございます。

それから2点目のオーダーメイド集計でございますが、これも新統計法の中に出ているコンセプトでございます。これについてはまだ細部が詰まっておりますが、私ども現時点で想定しておりますのは、あまりにカスタマイズしたようなオーダーメイド集計は、これはなかなか私どもも、リソースを食うので難しいのではないかと考えております。むしろ簡単なパッケージで、国の集計ではどうしても足りないが、こういったところを追加で見たいという方がおられた場合には、比較的安いコストで、特に研究者の方々を中心にご提供できるようなスキームを想定しております。

これは先ほどの受託製表、受託集計の問題とは別の問題かと思えます。受託製表はむしろも

う一段前にさかのぼりまして、調査票のデータの正確性の審査を行うとか、あるいは数計方法をきちんとつくっていったって、そうやって最終的に結果までやっていくという、もっと幅の広い部分でございます。そこの部分の国の機関などの本格的な統計については、統計センターがお役に立てる部分があれば、本来の今やっております業務に支障のない範囲ではお受けすることが、トータルで見て国の財政事情の改善に寄与するものと思いますので、そのような方向で受けられればと思っておりますが、今申し上げましたような一般の利用者あるいは一般の研究者の方からのオーダーメイド集計につきましては、細かいところまではよほど余力がないとできない部分もございますので、当面はパッケージ的な処理を中心に考えてはどうかと考えております。

いずれにしましても、この辺のサービスの提供ということについては統計委員会からもいろいろご意見が出てくるかと思っておりますので、そのような場面でもご相談しながら進めてまいりたいと思っております。

○ 富田分科会長

どうぞ。

○ 森泉委員

表をつくる製表に関しても、匿名データというのは1つの核になっていると理解してよろしいですか。

○ 川崎統計局長

製表の結果、表の中では、当然、個別の識別ができませんので匿名化されているということでございます。今の、通常、私どもが匿名と言っておりますのは、データファイルの個別が識別できるファイルを一度加工いたしまして、IDを全部落として、それから特異な識別しやすいものは秘匿措置をとるという意味での匿名化でございます。

○ 森泉委員

そうすると、製表を例えばアウトソーシングするとしても、そのような前段階の作業はセンターないし統計局がやらなければならないのが大きな仕事であるという意味ですか。

○ 川崎統計局長

はい。そうです。おっしゃるとおりで、全く個別の情報が識別できるところは、とにかく外

に出ないように私どもで責任を持ってやっていくという所存でございます。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでございましょうか。

今日もお話を伺って、5ページの表なんかを見ても、またお話でも、明確な業務の向かうべき方向性とか、あるいは作業量の推計だとか、何かお伺いしていてもピンとこなくて、かなり皆さん欲求不満で聞いていたように思うのですが、今日は時間の都合もありますので、統計センターはここら辺で今日のところはいったん打ち切りまして、次の法人に移りたいと思います。

それでは、平和祈念事業特別基金の見直し当初案の主要なポイントにつきまして、5分程度でご説明をいただき、その後質疑応答を行いたいと思います。それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 井波管理室長

管理室長の井波でございます。よろしくお願ひいたします。

座って説明をさせていただきます。

お手元に資料があるかと思いますが、資料に沿ってご説明をいたしたいと思います。迂遠で恐縮でございますが、簡単に、基金というのが今どのような状況になっているかということをご説明させていただきたいと思ひます。

資料の1ページでございます。独立行政法人平和祈念事業特別基金でございますが、そこに書いてございますように、恩給欠格者でありますとか戦後強制抑留者あるいは引揚者の方々の労苦について国民の理解を深め、関係者に対して慰藉の念を示すということを事業の目的にしております。

大きな柱として2つございまして、1つは労苦継承事業ということで、これは後世にこういった方々のご苦勞を継承していくという事業でございます。それからもう一方の柱、右側でございますが、関係者個々人の方々に対して慰藉の念を示すという事業を行ってきておりまして、後ほど申しますが、今まで書状等贈呈事業を行っておりましたが、今年の4月から、これを特別記念事業ということで新しい事業を開始いたしてございます。

2ページでございますが、その個々人の方々に対する事業を衣がえしたというのは、実は自民党からの申し入れを受けまして、政府・与党間で、このようなことにしましょうという了解を平成17年8月にいたしております。それに基づきまして法案が提出されまして、こういった状況になっているということでございます。

細かくて恐縮ですが、2ページの真ん中あたりに了解事項の概要というのがございます。1

つは、特別記念事業を実施し、関係者に対して改めて慰労品を贈呈ということでございます。それから、今までやっておりました書状等の贈呈事業は終了ということでございます。それから慰霊碑を建設します。これらの事業の財源につきましては、400億円基金があったわけですが、200億円を目途に取り崩して実施し、残余については国庫に返納することになってございます。それで特別記念事業の終了後に基金を廃止するということでございます。その他、資料の記録・保存等については国において別途検討して、国において措置をすることになってございます。

こういった内容を前提に、基金を廃止する、それから基金の資本金を取り崩すことができるという旨の法律が、昨年12月15日に成立いたしているところでございます。

3ページでございます。そこにスケジュールということで書かせていただいておりますが、今年の4月1日から特別慰労品贈呈事業の受付を開始いたしてございます。それで基金に課せられた課題といいますか使命としては、1つはこの特別慰労品事業を円滑に実施すること、それから、先ほど申しました、慰霊碑の建設に向けて検討して建設することでございます。

一方、基金が解散することになっておりまして、一方の柱であります労苦を後世に継承していく事業につきまして記録・保存の具体的な在り方を検討しなければいけない状況になってございます。この特別慰労品の贈呈事業でございますが、2年間の受付期間ということになっておりまして、21年3月31日で受付を終了いたします。そして残務の整理、それから引き継ぎ等をいたしまして、遅くとも22年9月30日までに基金は解散するということになってございます。

前提が長くなりまして恐縮でございますが、それで4ページでございます。今申し上げましたように、政府・与党間の了解がございまして廃止法が成立いたしているということでございます。そこで、廃止までの間は特別記念事業を一生懸命やるのが1点。それから労苦継承事業につきましては、基金廃止後、国に引き継がれることになるかと存じますが、廃止までは実施していくということでございます。さらに慰霊碑を建設しなければいけないということでございます。

1つ飛びまして基金の廃止後でございますが、労苦継承事業と慰霊碑の運営等の実施に必要な経費につきましては、国において措置をすることになってございます。

5ページでございますが、業務の見直しでございます。1つは特別記念事業でございますが、これは1人でも多くの方に贈呈をしたいということでありまして、積極的あるいは効果的に事業の周知を図る、なおかつ、大量に申請があるということでございますので、迅速かつ着実に、効率的に事務処理をしていかなくはないと思っております。それから、先ほど申しました書状等の贈呈事業でございますが、これは受付をもう終了してございます。駆け込みがございまして、未処理の分については引き続き着実に事務処理をしていくということでござい

す。

それから労苦継承事業でございますが、これは廃止法の審議の中でも、後世に継承するということは非常に大事なので、しっかりやってくれというご指摘もありましたが、費用対効果を考慮して、より一層効率的な業務運営を図りたいと思っております。

6ページでございますが、業務経費の削減でございます。現行の中期目標におきまして、経費総額につきましては、認可法人時代の最後の事業年度に対して、中期目標期間における最終事業年度の割合を85%以下とする目標を掲げてございましたが、19.1%削減したことで目標を達成いたしておりますが、これにつきましては引き続き削減していきたいと思っております。それから組織につきましても、総人件費を5%以上削減するという事になってございます。

大変簡単でございますが、こういったことで見直しを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 富田分科会長

はい。ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました平和祈念事業特別基金の見直し当初案につきましてご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。山本委員どうぞ。

○ 山本臨時委員

22年の9月に廃止予定ということで、それに向けて着実にやっていただきたいと思いますが、2点、確認と質問があります。

第1に、労苦継承事業を少なくとも22年9月までおやりになるということで、効率的、効果的にやっていくというのは結構なことですが、18年度実績をみますと、目標を下回っている事業も実はあるわけですね。しかも廃止ということになっていきますと、廃止に至る期間までは、次におつくりになる中期目標においても、少なくとも現行の中期目標を達成してない事業があるということはぜひ克服して、残存期間は短いわけなのですが、非常に重要な事業であることは確かなものですから、それはよくしっかりと目標達成に向けてやっていただきたい。

特別記念事業の受付が2年間あるということですが、やはりこれも今後、暫定的な中期目標期間においては、新聞報道等によるとかなり時間がかかっている事業もあるらしいですから、ここはやはり効率性なり、関係者に対する迅速な処理について、これも定量的な目標等を掲げていただいて対策を立てていただきたいと思っております。

いずれにしても、逆に廃止が確定していることは非常にいいことですが、それが決まっているからといってこの事業の重要性が低くなるわけではないものですから、現状のハードルも達

成してないものにつきましては、きちんと効率的、効果的にやっていただきたいと考えております。

それに対する取組を、とりわけ次の中期目標について、ご説明願います。

○ 富田分科会長

お願いします。

○ 井波管理室長

ご指摘のとおりでございます。1つは労苦の継承事業でございます。基金の廃止は決まっているわけでございますが、実は引継ぎ方といいますか、その後どうするかということにつきましては、私どもでも大事だと考えていることを踏まえまして、鋭意検討させていただきたいと思っております。そのような意味でも基金の存続中も、今、下回っているものもあるというご指摘をいただきましたが、そのようなご指摘を踏まえまして次期中期目標においてしっかりと目標を立てて、そして計画を立てて進めさせていただきたいと思っております。

もう一方の特別記念事業でございますが、言い訳になってしまい恐縮ですが、これも実は4月になって駆け込みといいますか、最初に申請がたくさんございましたものですから、やや事務処理が遅れて皆様にご批判をいただいたということがございますが、体制を整えまして、例えば短期の派遣職員を雇って処理を加速するというのを、今、鋭意、基金でやってございます。最後の個人に対して慰藉をする事業になるわけでございますので、なるべく多くの方にご満足いただけるような形で、申請から贈呈までの間も標準処理といいますか、なるべく短い時間でできますように、これも中期目標等で、既に進んでいるものですから走りながらでございますが、きちんと目標を立てて進めてまいりたいと思っております。ご指摘のとおりといいますか、頑張っていきたいと思っております。

○ 富田分科会長

ほかにご意見、ご質問等いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ここで平和記念事業特別基金について、いったん議論を打ち切らせていただきます。

本日、ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力賜りましてありがとうございました。

当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後、主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力よろしくお願いたします。

す。

また、本日は時間の関係で十分な質問等ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合は、後日、事務局を通じて照会したり、必要に応じてワーキング・グループで再度ヒアリングをお願いすることがございますので、その際にはご対応方、なにとぞよろしくお願いいたします。

総務省の皆様方には、ご退席いただきまして結構でございます。

それでは、ここで10分間休憩を取りたいと思います。14時30分より再開することといたします。

(休 憩)

○ 富田分科会長

それでは、時間になりましたので再開いたします。

農林水産省所管3法人の見直し当初案につきましてヒアリングを行います。本日は、農林水産省針原部長を初め、ご担当の皆様にお越しいただきました。

まず、緑資源機構の見直し当初案の主要なポイントにつきまして、農林水産省からご説明をいただき、その後質疑応答を行いたいと思います。

それでは、全体の時間の関係もありますので、ご説明5分程度でお願いいたします。

○ 針原森林整備部長

ただいまご紹介にあずかりました、林野庁森林整備部長の針原でございます。

5分ということで、説明資料2-1見直し当初案についてという紙でご説明申し上げます。

緑資源機構につきましては、前回、この委員会でも大変厳しいご指摘をいただきました。そのようなことも踏まえまして、また政府全体で検討いたしまして、この際、機構を廃止することにいたしております。

1枚目でございます。現在の緑資源機構の業務でございますが、5つの事業から成り立っております。1つは緑資源幹線林道事業。全国7圏域におきまして、森林整備のための林道網の骨格となる幹線林道を整備します。現在、32路線、2,000キロに対し、700キロが残っております。

水源林造成事業は、奥地の水源林地域におきまして森林が整備されていない所を造林するという事業でございます。51万ヘクタールを計画しておりまして、45万ヘクタールが終わっております。

特定中山間保全整備事業は、中山間地域において、水源林造成と一体として農用地の保全・整備を実施するという農林一体型の整備でございます。全国3区域で実施中でございます。

農用地総合整備事業は農用地土地改良施設等の整備を実施しておりまして、残区域が6区域になっております。

海外農業開発事業でございますが、海外における持続可能な農業・農村開発に資する調査等を実施しております。

この5つでございますが、2枚目をご覧いただきまして、今回の談合事案を契機に、4つに分割し、廃止するという、分割・廃止という方針を出しております。

機構自体は19年度限りで組織を廃止いたします。

幹線林道事業は、談合の舞台となった事業でございますが、もはや独法事業としては存続し得ないだろうと思っておりますが、受益者の皆さんの期待もありますし、現在、開設中の路線を途中で切ることは、公共事業としては無駄になるということで、地方公共団体の判断により、必要な区間については、事業実施主体が15道県になるわけですが、お願いし、引き受けていただいて補助事業として実施することにしております。したがって、独法の事業としてはなくなるということでございます。

水源林造成事業は、経過措置法人を経て、2年後、これは1年前倒しするわけでございますが、国有林野の一部を独立行政法人にすることがスケジュールで決まっております。そこに移管をして、国有林と奥地の水源林を一体的に整備する体制をつくりたいと考えております。

特定中山間保全整備事業、及び農用地総合整備事業でございますが、特定中山間保全整備事業につきましては、現在の3区域が終わった段階で廃止いたします。農用地総合整備事業について6区域はもともとその時点で廃止することになっております。したがって、経過措置法人に移行いたしまして、事業が終了するまでその体制でやっていきます。

それから海外農業開発事業は、調査等ということで一番親和性があると思われまして国際農林水産業研究センターに移管していくということです。

したがって、補助事業化するもの、経過措置法人を経て国有林独法にいくもの、経過措置法人のもとで事業を終えるもの、国際農林業研究センターに移管するものの4つに分解されるということでございます。

以上でございます。

○ 富田分科会長

それでは、皆様から、ただいまご説明いただきました緑資源機構の見直し当初案につきまして、ご質問などございましたらどなたからでもどうぞ。山谷委員、どうぞ。

○ 山谷臨時委員

私からは4つ質問がございます。

まず第1点ですが、水源林造成事業でございます。今計画があるものも、それから実施中のものについても、どちらもスキームとしてはかなり無理なのではないかというところで、根本的にもう1度スキームを見直していただくということと、場合によっては新規事業採択を凍結すべきではないかと思っております。

それから水源林に関してはもう1つありまして、コストの縮減項目を検討中というお話を聞いておりますが、具体的にどのようなことをお考えなのか、あるいはどういう計画をお持ちなのか、それによってどの程度コスト縮減が見込めるのかについて教えていただきたいと思えます。特に投入資金が回収できないということが明白である限りは、この水源林造成事業というのは、もう1回根本から、スキーム自体から考え直すべきではないかというのがまず1つ目の質問でございます。

2つ目です。緑資源幹線林道事業でございますが、これ自体も必要性をゼロベースから検証していただきたい。本当に地元の受益者が必要なのかどうかというのが、案外はっきりしないところがございますので、できればゼロベースで見直していただき、中止、あるいは規模の見直し、規格の見直し、事業自体の縮小、あるいはそれに向けた具体的な縮減計画を立てるべきではないかと考えておりますが、これについてはいかがでしょうか。これが2つ目です。

3つ目ですが、特定中山間保全整備事業です。この事業も地元の期待度ということで、どれぐらい地元がこの事業に関して期待があるのかどうかということの基本のところから、特に費用負担も含めて考え直していただきたい。残りの事業があるとおっしゃっていますが、残りの事業だからそのまま続けるという意味ではなくて、やはりゼロベースで見直していただきたいというところがございますので、ご検討いただきたい。

それから4つ目の質問ですが、農用地総合整備事業でございます。これについても、今後なお600億円弱ぐらいですか、事業費を投入するということでもありますので、これも期中評価を含めてゼロベースでの実施の見直し、あるいは必要な残事業の見極めというのを検討していただきたいのですが、いかがなものかということでございます。

4つの質問になりましたが、基本的なところは、組織がなくなるにもかかわらず事業がある、あるいはまた事業計画が存続する、だからそれをそのままやりますという視点ではなくて、清算するのであればそれを引き継ぐという組織がありますので、それに引き継ぐときに本当に必要なのかどうか、あるいはB/Cをやってみて、これだけの結果になりますとか、あるいは負担がこれだけ生じるとか、リスクがこれだけあるとか、そういったことに対して透明性を持つ

て公表していただきたいというのが1つあります。

もう1点は、これは地方の県はどこでもそうだと思うのですが、実は私も、今の総務大臣が岩手県知事をしていたときに岩手県の公共事業評価委員をやっておりまして、農水省関係の事業も評価したことがあります。地元の意見として、必要性が疑わしくても国の補助金がついているとか、こちらの独法の補助金とか助成とか、あるいは実施事業もあるのかもしれませんが、そういったものがあれば、必要性がかなりいい加減といっっては申し訳ないのですが、本当に必要かどうか分からないのですが、補助金があるとか国の事業であるというところで、かなり計算が甘くなっているわけですね。したがって、これらも含めて、組織がなくなるのは実にいいチャンスなので、1度見直していただきたいのですが、いかがなものでしょうか。

○ 富田分科会長

はい。いかがでございましょうか。とりわけ後段について、2つの視点から4つの事業について基本的な質問があったわけですが、よろしくお願いします。

○ 針原森林整備部長

説明資料2-1の参考資料2、カラー刷りの資料を今回配らせていただいております。そこに現在の林野関係の最大の問題である木材の価格がありまして、これは昭和55年をピークに下がっているわけですが、立木の価格で、スギの場合16%、実に6分の1になっております。この影響が様々なところに出ております。

2枚目で、森林整備の手法を5つに分類をしております。普通は所有者の費用負担をいただいて補助事業でやるというのが基本でございまして、国、県の補助金を加えて所有者が負担し、特に公益性が高いところは特段の工夫を凝らしているわけでございます。県にお願いして林業公社を設立していただいて、そこで分収しております。分収は当面、お金はかかりませんが、伐採時に費用負担をいただくということで、所有者負担の後年度化ということになっているわけでございます。

治山事業は、これは個人に任せたらどうしても山崩れが防げないとかいうことで、公益性の理由から国と県でやっております。これに所有者負担はございません。

それから水源林造成は、これはまだ森林になっていないところの整備を行う唯一の事業でございまして、そこに造林して、これも分収方式で所有者負担を後年度化するというスキームでございまして。

あとは国有林野事業は奥地の国有林につきまして、国直轄の事業であるということでございます。

この中で、コスト的に多分、一番採算がとれそうなのが水源林造成でございます。というのは、伐採して植えるということは、最初の伐採行為がなく、コストがかからなくて済むということで、この中では一番採算性が確保できそうなところでございます。

この採算性でございますが、先ほどの立木価格で、ようやく6分の1ぐらいになったとありますが、大体国産材の価格が輸入材よりも下回るようになったため、一次産品で輸入品に対抗できる唯一のものになって、それだけダメージを受けたというわけです。したがって、ここ2年、価格が上昇しております。ですから、輸入品の変動によって競争できる水準になってきており、それと中国の台頭によりまして、国際的な木材価格が少しずつ上がり始めております。それに最近のユーロ高で欧米材が少し高めに入ってきているということで、自給率も向上している状況でございます。

しかしながら、将来の収益がそうバラ色でないのは事実でございます。平成13年12月に特殊法人等整理合理化計画におきまして、政策上は重要であるので、採算性の確保の観点から、事業資金について段階的に財投資金から脱却し、出資金方式から補助金方式に切り換えるということになっております。したがって、平成14年度以降は全額補助金としておりまして、出資に対して採算割れするという事態は、多分、避けられるだろうということでございます。

問題は13年までのものをどうするかでございます。契約件数は全体で、現在1万8,000件ございますが、13年度以前のもので1万6,919件と、約1万7,000件でございます。これは1つの契約に複数の所有者が存在しておりまして、その方々全体の同意を取り直さないと、新しいスキームに移管することができないだろうということでございます。そうしますと、森林整備の負担をだれが担うかという問題でございますので、こちらの手を離れば、おそらく、森林所有者の後年度負担を前倒ししていただくということで、なかなかご同意いただけないだろうと思います。

したがって、これにつきましては、質問の2つ目でございますコスト縮減をしながら、もう1つは、木を太らせて切る、それで採算性を少し回復する長伐期化というのが今、林業界ではどこでもやられているわけです。40年、50年で切るのではなくて、60年、70年にして太らせて切る、その間にも利用間伐をしてその中で資金を回収するというやり方で地道にやっていくしかないということでございます。

5つの手法がございますが、5つともこのようなことで林業、森林の再生というのを図っている次第でございます。

次に、どのような方法でコストダウンするかということでございます。政府全体で5年間15%のコスト縮減ということですが、これは特に普通の土木事業と違いまして、山の木を管理する、しかもこれは伐期に来ておりませんのでお金がかかる時期でございます。したがって

て、例えば植栽本数の削減で、1ヘクタール3,000本ぐらiyorっているのを2,400本ぐらiyorに縮減しました。それから、今までは雑木を全部切って針葉樹を植える施業を行ってきたわけですが、今は残せる木は残し活用するモザイク施業を行っております。それから、作業道もがっちりしたものから、小さな機械が入ればいいのではないかとということで簡易なものにしており、これまで4年間で13.8%と、普通のペースよりも上回るペースでコストダウンしております。この5年間で15%は、おそらく達成できると思います。

ただその後の問題でございまして、20年度からのやり方でございます。例えば木の節をなくすために枝打ちをしておりますが、枝打ちをすると光も入りやすくなるということでございますが、 unnecessaryな枝打ちをやめてしまうと、それから、つる切りとか作業道の敷砂利も本当に細かく見直してコストダウンを図るといふ、普通の公共事業にはない取組をせざるを得ないかと思っております。

それから林道でございまして。幹線林道につきましては地方公共団体に移管するわけですが、過去の5年間でほぼ区間のすべてについて事業評価を行って必要な手当てはしております。今度、補助事業に移管する場合に、当然、事業実施主体として区間ごとに、毎年度、申請していただくわけでございますが、事業実施主体独自のご判断があるべきであり、私どもは第三者委員会を開いて、事業ごとに必要性を判断して補助金を上げるということも指摘していただいているわけでございますが、それに先立ちまして、国が事業評価をもう1度やり直して県に移管するというのは控えるべきではないかと考えております。むしろ事業実施主体の判断があり、それを国としても判断するという体制が自然ではないかということでございます。

特定中山間保全事業につきましては、また別途ご説明いたします。

○ 雑賀農地整備課長

農地整備課長の雑賀でございます。特定中山間保全整備事業と農用地総合整備事業についてお答えさせていただきます。

地元の期待度ということでございますが、両事業とも地域の要請に応じてやっている事業でございまして、地域の要請といいましても市町村長とか県知事の要請ということではなくて、個々の農家の方から直接判子をいただいてやっている事業だということで、非常に地域の方々の期待は高いものがございます。特定中山間保全事業でいえば、私も3地域を全部見せていただきましたが、地域に行ったときに、ぜひこの事業を継続してほしいという声非常に強うございますし、農用地総合整備事業についても地域からの声は同じでございます。

この後、ゼロベースでこれを機会に見直すべきではないかということについてでございます。私どもの事業の場合、再評価と呼んでおりますが、期中で基本的には5年ごとに見直しており

まして、これは基本的にはゼロベースの見直しです。場合によっては事業を途中でやめるという判断もありきの見直しを、第三者の委員会を開いて外部の方の評価も聞いた上でやっております。

事業によっては、一昨年とか2年ぐらい前にもう既にそのような期中評価をやっている事業もあり、それから物によっては来年度、再来年度やるものもございます。基本的には、このゼロベースでの見直しとは、そのような基準に従って粛々と今後もやっていきたいと考えております。

○ 富田分科会長

いかがですか。じゃあ、山谷委員。

○ 山谷臨時委員

前半のところは、かなりスキームその他が変わっていることはよく分かりましたので、変更状況に合わせた簡単な説明の紙をいただければ、もう少し理解できるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから後半の部分について、地域の要請というお話が出てまいりましたが、要請なるものが一体どのようなものなのかが分かりづらいところがありまして、そこのところはもう1つじっくりこないとこのがあります。外交問題であれば、諸外国から要請があるからODAをやりますという話でうまく説明はできるのかもしれませんが、どのような方がどのような要請を出しているのか、また第三者委員会というのはどのような視点で評価をされているのか、それでどのような事業を続けるのか、ゼロベースで見直してやめるといのご判断をされるのかというのがよく分からないところがありまして、透明性を高めるということで、やはりその辺を、今この場でなくて、紙ベースで結構ですので教えていただければと思います。

私からは以上でございます。

○ 富田分科会長

それでは、今の件、よろしく願いいたします。山本委員、どうぞ。

○ 山本臨時委員

山谷委員と若干重なるところがありますが、今日お手元に配付していただいた説明資料2-1の2ページ目の海外農業開発事業ですが、これはもともと運営費交付金でされている事業ではなくて、いわゆる農水省からの補助金とJICAからの受託で実施されているわけです。し

たがって、これは、まず形式論から言えば、当然、上2つと同じように事業実施中の終了段階で廃止にまず該当すると思います。あとは本当にニーズがある、あるいは後継のセンターの実力があって、必要性があると思われれば、そこで補助金や受託があつたりするわけですから、今回、赤城元農水大臣がおっしゃったとおり、緑資源機構が廃止されるということになれば、海外農業開発事業としては制度的には終了段階で、実施中の事業については当然、継続されていいと思うのですが、基本的には廃止になるのが原則だろうと思っております。

それでその前段にかかることですが、経過措置法人だとしても、森林総研がこのような事業を担うということ自体、やむを得なくて超法規的だとおっしゃられればそのとおりかもしれませんが、ほかにわざわざ法人をつくる必要性はないのですが、これはどのような理由なのかを、時間もあまりございませんが、分かる範囲でご説明していただきたい。

○ 富田分科会長

今の件、お願いいたします。

○ 大田海外土地改良室長

まず、最初の海外事業につきましてご説明させていただきたいと思えます。

海外事業につきましては、砂漠化防止と地球環境問題への取組とか、アフガニスタン、東ティモール等の紛争、スマトラ沖地震等の自然災害に対しましての復興が、国際社会の中でも大きな課題となっております。これらの課題を踏まえまして、我が国もODA大綱等、地球規模での取組というものについて積極的に取り組んでいるところでございます。

このような状況を踏まえまして、緑資源機構が行います海外業務につきましては、機構の持つ総合的な技術力でありまして組織力を活用しましてこれらの課題に重点的に取り組み、途上国の持続可能な農業開発に貢献するような基礎的な技術や手法の開発というものを実施しているところでございます。

そのような成果というものは、2005年の国連の砂漠化対処条約締結国会議という中でも、優良事例の1つで取り上げられておりますし、そのほか農民が参加して行う村づくり方式による農村開発というものにつきましては、FAOとかJICA、被援助国自らがその方式を取り入れて行っています。また、南米の土壌保全の技術指針につきましては、その国の基準に採用されるなど、内外でも高く評価されているところでございます。

先ほど申しましたような地球温暖化、これらに関する課題というものにつきましては、今後とも緊急に対応していく必要があり、特に農村人口が、途上国の場合は7割・8割と言われておりますので、そういった途上国でのニーズについても積極的に対応していく必要があろうと

考えております。

このため、海外業務につきましては農林水産業の途上国での技術上の試験、研究、これらについての知見を有する国際農林水産業研究センターに業務を承継しまして、これまでの実績を踏まえながら積極的な対応を行っていくことが、我が国の国際協力としても重要なことであろうかと考えておりました、継続して実施していく方向で考えたいと思っております。

以上でございます。

○ 針原森林整備部長

なぜ森林総研かということですが、まず、事業の性格や承継後の業務の効率的かつ確実な実施の観点から、当面の措置として、水源林造成と特定中山間保全事業のうちの残事業と幹線林道の費用を回収する3事業につきましては同一の法人に、当面、移管段階ではやったほうがいだろうと考えております。

そうした場合に、森林総研の目的が「林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与する」というのがございまして、農水省が行っている法人の中で一番親和性があり、あるいは業務能力の面でも、例えば同じ生物学的知識、知見を持つ者がバックグラウンドになっている等々で親和性があり、最も関連が深いということで積極的に森林総研が最も適当であろうと判断したわけでございます。

○ 富田分科会長

山本委員、いかがですか。

○ 山本臨時委員

まあ、いいです。前段のご説明は回答になってないと私は思います。

○ 縣臨時委員

今のことでいいですか。

○ 富田分科会長

はい。縣委員どうぞ。

○ 縣臨時委員

海外農業開発事業ですが、国際社会上の意義はよく分かります。ただ、今室長がおっしゃっ

たように、緑資源機構としていろいろなノウハウを持っていた、あるいは経験が蓄積された上で期待されていたということですが、今回、組織改編があるわけで、そうした期待にどうやって、例えば国際農林水産業研究センターという別の独立行政法人に移したときに、それを満足できるのでしょうか。これは、例えば、この機構を廃止した後の職員の方の処遇とも関係があると思うのですが、そのようなところはどのような見通しを持っておられるのか、この事業だけは事業の削減がないように受け取れるのですが、その連関はどのようにお考えでしょうか。

○ 富田分科会長

はい。お願いします。

○ 大田海外土地改良室長

先ほども申しましたが、国際農林水産業研究センターにおきましては、途上国地域におけます農林水産業についての研究を幅広く実施してきているという実績もございまして、今ほど申しあげました緑機構での業務との親和性が高いということで、これまでの業務をさらにお互い補完するような格好で、新たな地球環境保全、あるいは復興支援に対する業務に結びつけていけるものと考えております。

○ 縣臨時委員

山本委員もそのようなお気持ちだと思いますが、この事業について、必ずしも削減しないでいいという理由について、何か書面で説明していただいたほうがいいのではないかと思います。

それから、2つの事業については実施中の事業の終了段階で廃止ということですが、それが行われると、この緑資源機構の現在の事業規模から考えて、どれぐらいの資金がその後支払われなくなるのでしょうか。予算としてはそれが措置されなくなるわけですね。その規模はどれぐらいであるのでしょうか。それから職員の方は、こちらに対して専従だった方がいらっしゃるわけでしょうから、そのような方々の処遇はどうされるのか。それによって何か人事上の措置があるのか。これは今じゃなくて結構です、書面でお答えいただければと思います。

○ 富田分科会長

じゃ、森泉委員。

○ 森泉委員

関連するのですが、事業を承継する者が森林総研に経過措置として移されるということですか

が、今までの緑資源の職員の方たちは森林総研に移られると思うのですが、逆に言えば、森林総研の人的資源の効率性というのはどのようなことになるのでしょうか。

○ 富田分科会長
お願いします。

○ 針原森林整備部長

森林総研につきましては、今年4月から林木育種センターと統合いたしまして、開発と育種が一貫性を持ってできる体制をつくりました。それに、当面2年間でございますが、水源林造成事業が入ることによって、それを自ら試すという作業がしばらくできるようになります。その結果をもって、国有林独法と一緒にありますので、これは運用を工夫しなければいけないと思いますが、せっきくそのような決定をした以上は、気持ちとしては少しずつ林業界が発展するように、プラスになるように一生懸命やっていきたいと思っております。

○ 富田分科会長
よろしいですか。

○ 森泉委員

3つの事業を承継するわけですから、逆に森林総研が厳しいかなという印象を受けました。

○ 富田分科会長
はい。黒川委員どうぞ。そして田淵委員。

○ 黒川臨時委員

緑資源の幹線林道事業について、先ほどからも幾つか委員からご質問が出ており、もう1度念押しですが、この事業については特殊法人のときからスーパー林道の問題に非常に興味があり、その事業全体を国全体の計画の中で、それからほかの国道とかと合わせて見直していく必要があったのではないかと考えているわけです。今回このようなことになって、地方に意思決定の主体というのでしょうか、それをむしろ移すというのは、何かこの事業についてきちんと評価するというスキームからすると、後退ではないかという気がしてなりません。

先ほど委員からも出ていたように、地方では必要性という点で、何でも必要だという言い方は非常にしやすい言い方だと思います。しかし、全て必要だというのは確かですが、その必要

性の中で順位をつけて全体的な観点で調整するというステージにこの事業は入っていたはずですね。それをもう1度、それぞれ個々の地方の必要性というところに戻すというのは、何度も言いますが、何か逆行のような感じがしてなりません。

先ほど、第三者委員会による客観性担保というようなことをおっしゃったのですが、その第三者委員会が本当に国全体の中で、それから国道、地方道の中での在り方というようなものまで見た第三者委員会になるのかも踏まえて、どういう第三者評価委員会みたいなものを考えていらっしゃるのかということ、後ほど文書で、ぜひとも詳しくご回答いただきたいと思っています。

○ 富田分科会長

それでは、続けて田淵委員どうぞ。

○ 田淵臨時委員

今、事業についていろいろ委員の皆さんからご質問があつて、私も、組織がなくなるのはいいチャンスというか、5年ごとに再評価をしているので、現時点では必要ないというようなコメントだったかと思うのですが、現時点での事業の必要性というのは、きちんと明らかにする責任があるのではないかと考えています。

事業のことから離れて、組織の面でお伺いしたいのですが、こういった形で組織が廃止されることが決まっていますので、地方事務所とか人員体制についてもゼロベースで見直していく必要があると思うのですが、その辺のお考えについてお聞かせいただきたい。

あと、いろいろ保有資産をお持ちですよね。その辺についても、今、幾つかは売却という予定になっていると伺っているのですが、すべてこの際、ゼロベースで売却していく必要があるのではないかと考えますが、その辺のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○ 富田分科会長

それでは、今お答えいただける範囲で簡潔にお願いいたします。

○ 針原森林整備部長

機構組織でございますが、今ご指摘がありましたように、廃止ということでございますので、林道関係の事務所は8つございますが、これはすべて廃止することになります。ただ、保全管理ですね、災害が起らないように手当をする、そのような工事は県に移管するために仕上げをするものが必要でございますので、現場事務所的なものは少し残りますが、地方建設部は廃

止でございます。

水源林造成事業は、先ほど申し上げたように、経過措置法人をもって国有林野独法に移るといことで、ともに事業の必要性がございますので地方組織が残りますが、2年後に国有林の組織と同じように溶け込みますから、その段階で地方組織は根本的に見直さなければいけないと考えております。

特定中山間保全事業、農用地総合整備事業につきましては、事業実施地区ごとに事業所を設けておりますので、事業が終わればそこが廃止されることとなります。

○ 田淵臨時委員

移管に当たっての人員体制はどのような形になりますか。

○ 針原森林整備部長

人員体制につきましては、現在、720人の機構職員がおります。林道で120人程度、それから農用地の2事業で200人ぐらいだと思います。平成25年ぐらいまでに、その方々をどうするかという問題になるわけでございます。720人中300人以上をどうするかという、非常に厳しい問題になります。これにつきましては、私ども談合再発防止委員会でも再三にわたり、職員の雇用問題に最大限配慮するようと言われておりますが、必要な効率的な組織にもしなければいけないわけでございます。そこをこれからどのように調整していくか。1つは、今までの知見を水源林造成で活かせる部分は活かしていただくということもございまして、それからバックグラウンドになるいろいろなご専門の知識を、ほかの法人なりに活かさせていただければ、そこもお願いせざるを得ないのかと考えております。これは一人一人判断していかざるを得ない厳しい問題だろうと思っております。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。

○ 田淵臨時委員

保有財産についての売却に関しても、データを後で構いませんので、書面でご回答いただきたい。最後に内部監査等の統制の体制について、具体的に何かアクションを起こされているのかどうか。いろいろなところから指摘されていると思うのですが、現時点でのその辺の具体的な対応状況をご説明していただけますか。

○ 針原森林整備部長

国による緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会における取りまとめを踏まえまして、機構においても独自に外部委員による入札談合再発防止対策等委員会を設けまして、8月9日に防止対策の中間とりまとめを行っております。その中で内部監査の問題につきましては、内部監査部分は理事長直属の組織とする、あるいは重点テーマを決めて監査をする、監査対象事業所を増加し実施率を向上させる、コンプライアンス・マニュアルの活用、それから通報窓口を内部に設ける等々の決定をしております。細かいものはたくさんございますが、独法の廃止後も、引き続き承継法人にこの監査体制を引き継ぐということにしております。

そのほか農水省におきましても、緑機構入札監視のための委員会を農林水産省に設置いたしまして、機構の監査体制を審査することにしております。

○ 富田分科会長

私から質問ですが、水源林造成事業というのは、民有ですよ。特別会計の改革で、国有林野事業についてこれは国有林を対象にした事業としてやるようにして、さらに独法にするという形になったわけですよ。したがって、独法の水源林造成事業の承継先が国有林野独法へ事業承継と書いてあるのですが、国有林野の事業をマネージするための独法の中に民有林も入っていくという設計ですか。以前一緒だったものを、明確にするために分けたものを、また一緒にするように見えるのですが、どうでしょうか。

○ 針原森林整備部長

国有林につきましては、現在の国有林業務の一部を独法化する、執行部も独法化する、そこまでは行革のときでございますので、民有林・国有林の一体的な整備というのは、政策的にはそのときの重要な政策課題としてあったわけです。ただ、管理なり執行について効率性の観点から独法化することになりました。その独法につきましては、奥地の民有林を整備する仕事というのは、国有林が奥地にあることが多いということも踏まえまして、より一体的な森林整備という政策の1つの流れに従うであろうという判断の基に、国有林独法の設立を1年前倒して、その上でそこに移管するという判断をしたということでございます。

○ 富田分科会長

私もうろ覚えの記憶ですが、とにかく、今日も委員の皆さんからご指摘あった点は、組織の廃止と事務事業についての見直しとの関係について、国民の関心も非常に強い中でありますので、極めて明快な基準でもって実行されませんと、またまたいろいろな問題が起こらないとも

限らないという点でありまして、今日お聞きして、まだなかなか腑に落ちないなというところはありますので、委員の皆さんからご指摘のあった点は、書面でもって事務局を通じてお返事いただきたいと思っております。

今日は時間の都合もありますので、緑資源機構につきましては、いったんここで議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、農畜産業振興機構の見直し当初案の主要なポイントについてご説明をいただきますが、5分程度でご説明お願いいたしまして、その後、質疑応答を行いたいと思っております。

それではご説明をお願いいたします。

○ 本川畜産部部長

農林水産省の畜産部長をしております本川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に即しまして農畜産業振興機構の見直し当初案についてご説明を申し上げたいと思っております。

まず1枚目をお開きいただきたいと思っております。農畜産業振興機構の見直しの基本的考え方でございますが、まず、機構の業務について簡単にご説明申し上げたいと思っております。

ご承知のように、農林水産省では食料・農業・農村基本法という法律に基づきまして、食料自給率の目標を定めてそれぞれの作物ごとの生産振興について目標を定めていろいろな政策を展開いたしております。これは国ばかりではなく、都道府県、市町村、あるいは関係団体、あるいは末端の農業者に至るまで、いろいろな政策にご協力いただいて取り組んでいるところでございますが、農畜産業振興機構はそのような全体的な政策の中で政策推進の一翼を担うという役割を果たしております。その内容がそこに大きく書いてあるところでございます。

扱っている作物につきましては、畜産、あるいは野菜、砂糖、でんぷん、それから蚕糸——カイコでございます。この5品目が大まかなものになっております。今、全国で8兆5,000億円ぐらいの農業の産出額がございますが、そのうち、例えば畜産が2兆5,000億円強、それから野菜が大体2兆円の産出額でございます。今、米が2兆円弱、野菜に次ぐ3位ぐらいの作物になっておりますので、この5つの作物で大体5割強の産出額を持っております。

そのような作物につきまして、例えば畜産関係でありますとその価格安定なりを図るということで、食肉でありますとか乳製品の買い入れでありますとか、あるいは乳製品から関税類似の調整金を徴収するための国家貿易機関としての役割を果たしております。米についての国貿機関は旧食糧庁、食糧管理特別会計が果たしておりますが、そのような役割でありますとか、野菜関係につきましては、年々の作柄変動で価格が乱高下いたしますので、価格安定を図るための計画生産を進めていただき、そのために農家の方々に一定の価格低落時に交付金を交付す

る業務を実施いたしております。

砂糖とでんぷんにつきましては、でんぷんは最近新しく付け加わった業務であります。輸入される粗糖から一定の調整金をいただきまして、それを国内の生産者にお配りするという調整金の徴収と、それから交付の業務を実施いたしております。

蚕糸関係につきましても、輸入されるものから調整金をいただきまして国内生産者に交付するという形で、これらの製品の国内での生産を支え、支援するという業務を果たしているところでございます。

例えば蚕糸関係は、これは非常に今小さくなっておりまして、1,300戸ぐらいの農家の方々が年間で大体12億円ぐらいの生産をしておられます。一時期、明治の初めには花形の輸出産業として機能しておったわけですが、輸入される生糸でありますとか、だんだん皆さん方が和装をなさらなくなったということで非常に小さくなってきております。しかしながら、それぞれの地域にとっては非常に重要な産業になっておりますし、それから和装文化の維持でありますとか、さらには昆虫産業としてカイコを使ったいろいろな取組ができないかといった観点も含めて、引き続き維持支援が必要であると政府・与党では位置付けられているものでございます。

このようなものと関連いたしまして、正確な情報を提供するという情報提供業務を実施しているのが今の機構でございます。

その見直しの基本的考え方でございます。次のページを開いていただきたいと思います。大きく分けて4つの観点から見直しを行うことにしております。1つ目は組織面の見直しでございます。これにつきましては、業務運営の更なる改善を図るための体制の見直しということで、地方事務所の統廃合を行いたいと思っております。今10ある地方事務所を7つ廃止したいということでございます。今までの地方事務所につきましては、先ほど少し触れました、砂糖関係の輸入される粗糖から調整金を徴収する業務を行うということで、全国の主要な港に10カ所配置をしておったわけですが、そのような業務につきましては今回、でんぷんを新たに付け加えるとか、でんぷんの関係の調整金徴収業務を付け加えるという中で合理化をいたしまして、東京の本部だけで対応したいと思っております。

他方、今まで数の少ない精糖企業であります。そのような企業を通じまして買い入れ代金の形で農家の方に一定の支援をお渡ししておったわけですが、これを農家の方々に直接的に支援をするという方式に改めることにいたしました。その関係で、補助金の申請の受付自体は農協でまとめて申請していただきますが、個々の農家の方々が、例えば一定の規模を満たしているか、よく品目横断対策で議論になります。その際、一定の規模以上の農家に政策対象を絞り込むということをお願いしておりますが、そのような一定の経営規模を有している農家

であるかどうかといった審査をこの機構でやらなければいけないとなっております。その関係で、どうしても現場に事務所を置いて迅速に対応していかなければいけません。むしろそのような関係の農業団体などからも、そのように強いご要請をいただいております。砂糖関係の生産があります北海道と鹿児島と沖縄、この3つの現場で事務を必要とする地方事務所を引き続き存置をすることにいたしております。

2つ目の見直しであります。人件費等の削減でございます。これにつきましては、機構特有のいろいろな問題がございます。例えば東京に在住している人が多いとか、あるいは大卒の方々の割合が多いことです。これもいろいろな事務の整理合理化を進める中で、現場作業部門をアウトソーシングしていった結果ということもあるわけでございますが、そのようなところを踏まえまして、人件費総額を削減するほか、給与水準を見直し、かつ管理職の割合——これは平成15年度46ぐらいあったものを今は42にまでになんとか下げてきておりますが、これをさらに引き下げる努力をいたしたいと考えております。

3つ目が事務・事業の見直しでございます。大きく分けて2つでございます。1つ目は畜産の助成事業です。これにつきましては、私ども農林水産省でこのような事業実施主体が適切ではないかということで大体決めまして、機構にお示しをしてそのようにやっていただいていたわけでございますが、農林水産省の一般会計の事業につきましても、このような公募制を18年度、19年度と導入していくということでございますので、畜産関係の事業につきまして、事業主体の公募方式を導入することで対応していきたいと思っております。具体的には、第三者検討委員会を設けて、どのような対応をするかということを検討し詰めていきたいと思っております。それから野菜関係の需給調整業務の効率的な実施体制でございます。野菜関係につきましては、公益法人なりを通じて機構が補助をするだけの体制になってございますが、これを国の業務も機構に委譲しながら、効率的に行える体制をつくっていききたいと考えております。

その次の繰越欠損金の見直しでございます。現在、砂糖関係の業務の勘定において繰越欠損金がございます。砂糖関係については、先ほど来申し上げていますように、輸入される粗糖から調整金を徴収することになっておりますが、一定の金額の差額をいただくことになっておりますので、もし仮に国際相場が高くなりますと徴収できる金額が少なくなってしまうので、それから、一定の再生産が取れる水準との差額を助成することになっておりますので、例えば国内が豊作になったりしますと助成金が多くなってしまいます。そのような関係で、長期的には均衡するわけでございますが、短期的には過不足が生じがちな業務体制というか、仕組みになっております。そのような関係で繰越欠損金が生じているわけでございますが、まず国内体制、国内への支払いにつきまして一定の上限を設けることによって、合理化を図っていききたいと考えております。

最後でございますが、適切な業務運営ということですから従来からも行動憲章や研修をやってきましたが、今回の基本方針を踏まえまして、コンプライアンス委員会を設置して内部統制機能の強化に取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○ 富田分科会長

それでは、ただいまご説明いただきました農畜産業振興機能の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。田淵委員、どうぞ。

○ 田淵臨時委員

ご説明ありがとうございます。前回のヒアリングのときにもまずお伺いさせていただいたことですが、機構の役割というのがまだ見えてきません。存在意義というのがまだよく理解できない状況にあります。

いろいろな形で、費用便益分析ですとかで効果を測っていらっしゃるということですが、それはインパクト評価になっています。要するに結果として農家はどれだけ収入を得たかとか、そういった社会的な便益の部分での評価になっているのではないかと思うのですが、その中で機構が果たす役割は何なのかというところが一番ポイントだと思いますが、そこが見えてきません。その辺をもう少し具体的に分かるようにご説明いただけませんか。要するに、機構の存在意義というものが分かるように説明していただきたいということです。

○ 富田分科会長

簡潔にお願いします。

○ 本川畜産部部長

先ほど冒頭で申し上げましたが、例えば養蚕農家の支援をするということでありまして、輸入される生糸の水準と養蚕農家の再生産を図れる水準というのは非常に乖離しているわけがございますね。そこに何らかの手当てをしない限りは、養蚕農家は再生産を行っていけない、営んでいけないわけ…。

○ 富田分科会長

仕組みはともかく、田淵委員がご質問なさったのはおそらく、代弁するのですが、話は農家を向いているのか国民に向いているのか分からないということが第一なのではないですかね。

○ 本川畜産部部長

いや。農家を向くことによって、最終的には国民に利益をもたらそうというのが機構の役割だろうと思っております。それは農林水産省もそうだろうと思います。農家を支援することによって生産の安定を図ることによって、食糧の安定供給を図る、それが狙いだろうと思います。そのようなお問い合わせであれば、まさにそのようなお答えになるだろうと思います。

○ 富田分科会長

どうぞ。じゃ、かわって井上委員どうぞ。

○ 井上臨時委員

今回幾つかの事業について、機構からどのような、つまり財団法人を經由して、実際、農業者までたどり着くのかというのを何件か見させていただきました。

一番大きな団体でいうと中央畜産会。肉用牛肥育経営安定対策事業とかいろいろな事業があるのですが、ほぼ全額の予算が機構から中央畜産会にいており、そこから地域に分かれています。そしてその地域のいわゆる社団法人なりからようやく農業者に移ります。中間にそんなにたくさんあって、どれか要らないのではないのでしょうかというのがまず一般的に考えられます。

あともう1つは、実際に予算額を多く持っていたとしても、実際の決算額が全然達していません。決算額がかなり余った状態があります。

そしてそれらのうち、いわゆる関連法人に資金がプールされている——プールされているという言葉が悪いですが、支出した後、それらの公益法人等に資金がそのまま余剰したままになっているという例も散見されます。

そのようなときに、全体で考えたときに、この機構の存在意義そのものが問われてしかるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○ 富田分科会長

だから、国民を向かずに農家を向いていると言ったのですが、農家を向かずにほかを向いているのではないかというご指摘ですが、いかがですか。

○ 本川畜産部部長

例えば補助金を補助金適正化法に基づいてお配りするわけでありますから、いろいろな要件

確認でありますとか書類、帳票の整理が必要になります。その補助金を全部直接執行するほど、機構には人員がおらないというのが正直なところでございます。ですからそれは、そのような関係団体が構成員になっている地方団体を通じてお配りします。農林水産省の補助金でもそのようなものはあるわけでございますが、そのように地方団体を通じて下部の構成員にお配りいただくというものがございます。私どももその縮減をするように努めておりますが、その過程でいろいろな事務費だとか、そのようなものがどうしても必要になってきます。これはできるだけ少なくするような努力をしたいと思っておりますし、できるだけいろいろ重なっているものについては、合理化を図っていきたくて考えているところでございます。

それから、予算と決算の不一致でございますけど、例えば乳業の再編事業でありますとか、一時に多額の金額が必要になるものがございます。例えば何10億円というように、乳業工場1つ建てますとそれぐらいの再編整備は必要になりますので、そのような資金規模に応じたものを毎年、一応、計上はしております。毎年毎年、そのような大規模な乳業再編が出てくるわけではございませんが、そのようなことが出てきておりますのが、1つございます。

それから、例えば肉骨粉の処理事業につきましても、縮減をするように、例えば食品安全委員会にいろいろお願いして、豚の肉骨粉を肥料に使ったりできるように努力をしているのであります。年度当初には、食品安全委員会がどのようにご判断いただくかということまで想定して予算が組めないこともあって、一応、必要な額を計上しておりますが、これは節減をする結果、決算額が小さくなっております。そのようなものをそれぞれ一応ご説明できるものではないかと思っておりますが、できるだけそのようなことがないように運営に努めていきたいと思っております。

それから基金につきましても、例えばBSEだとかが生じますと一度に多額の基金が必要になりますので、必要な事業量を賄うために、私どもとしてもできるだけ余裕を見て予算を組み必要な基金を積んでおりますが、これにつきましても国でそのような基金事業につきまして一定の見直しをするという方針をいただきましたので、基金の見直しについて基本方針を定めまして、必要な金額については機動的に返還していきたくて思っております。

○ 富田分科会長

どうぞ、井上委員。

○ 井上臨時委員

続いてですが、今のお答えの中で、いろいろな中間団体を經由したもののうち、事務の重複を極力排除すべきと思っております。その点をとらえたときに、特に、機構そのものの存在意義が、

まず最初の段階で私は問われていると思いますので、もう1度見直しを考慮していただきたいと思います。

そして次に話を進めたいのですが、今、議論になった基金の見直しに関係するのですが、畜産勘定の財務諸表を見させていただくと資金の規模がかなり増えていますね。事業費をそのまま削減しているのですが、先ほどおっしゃっていたようなBSEなど何か起きたときの、余剰資金というのでしょうか、必要資金というのでしょうか、いわゆる予備費としてかなりの現金がプールされたままになっています。実際に事業費の削減が行われていることを考えると、不要になった金額は当然、国庫に返すべきではないでしょうか。

もう1点、資金の流れの面で考えますと、実際には牛肉等の関税財源をもって畜産を振興する場合に、実際、事業が行われているのですが、その中で調整資金から支出された補助金があります。それが戻ってきます。そうすると戻ってきたものが、今度、畜産業振興資金に入ってしまうですね。それでその畜産業振興資金から、実際に、今度は肉牛ではなくて乳業対策などの補助金に使われています。私が見させていただくと大変不明瞭な会計処理、資金の流れと申します。

元は、本来、肉牛のために行われた勘定で予算が取られました。そしてお金が余りました。3年後になるとお金が戻ってきます。戻ってくると、今度は畜産業振興資金という補助金の調整勘定に入ってきます。そして、肉牛ならまだしも、乳業の補助金として使われていきます。そのような補助金の使われ方はいかなるものでしょうか。資金の流れそのものが不適切なのではないのでしょうか。そして、そもそもそのようなお金があるからこそ、不適切な資金の流れが起きるのであって、不必要なお金は早く国庫に返還する必要があるのではないのでしょうか。

この2点、お答えいただきたいと思います。

○ 富田分科会長

はい。お願いします。

○ 本川畜産部部長

まず1点目ではありますが、今日は9月10日であります。6年前の今日にBSEが我が国で初めて発見された日でございます、13年9月でございます、9・11の1日前でございますが、そのとき、例えば先ほどお話のあった肉牛関係に充てることになっている調整資金で、13年度単年度だけで年度途中で1,300億円の対策を実施しております。当時、例えば先ほどの肉骨粉の焼却でありますとか、年度途中でいろいろな事業をしております。

今、調整資金はちょうど1,300億円ちょっとになっておりますが、まさにその当時、そのよ

うな危機的状況が来たときに備えて、機動的に対応できるようにということで用意をしておいたお金を、そのときまさに単年度で1,400億円でございますが、使ったわけでございます。その後も何年かかけて随分減額をしております。その辺の数字はお持ちだろうと思います。

私どもとしてはいろいろな節減をしながら、なんとかそのような危機的事態に対応できるような基金残高を持ちたいということでやってきたものでございまして、例えばこの前も英国で口蹄疫が起きるとか、あるいは鳥インフルエンザの脅威というのはまだ去っておりませんし、そのような意味で私どもとしては、今、畜産業振興資金と調整資金がございまして、これについてはそのような危機的な対応に備えるものとして必要ではないかと考えております。

ただ、これ以上さらに積み増していくということにつきましては、また年度の予算の計上なりを踏まえていろいろ検討、工夫はしていきたいと思っております。まさに今ご指摘を受けるということは、もうそろそろ不必要な金ではないかというのが、確かに外からもかいま見えるような状況になってきているのだらうと思っておりますので、その点については毎年度の予算の計上を通じて、検討していきたいと思っております。

それから食肉関係に使うことになっているお金が、返還金になりますと畜産業振興資金に入ってきていることとございます。ただこれは、私ども、対外的に明らかにしないでやっていることではなくて、この法律をつくったときの国会審議でもそのようなことを議論しておりますし、それから、いろいろな解説書にもその点についてはきちんと明らかにさせていただいております。当時、食肉関係の資金を食肉関係で使うのは、むしろ逆に、食肉関係の資金といえども日本の畜産業振興全体に使うべきではないかという議論もあった中で、食肉は食肉だ、食肉の関税収入は、未来永劫、食肉だけにしか使えないとするのか、あるいは、いったん支出して食肉に使ったという一時的な目的を果たした上で、それが返ってくれば畜産業全体の振興に使うほうが、我が国全体で見て効率的ではないかという観点から1つの判断をいたしまして、食肉関係に出したものが返還金になったときには畜産業振興資金に入れようとしたわけでございます。畜産業振興資金とは、例えば酪農関係にも使いますが、ただ酪農は、今、肉用牛の素牛を考えれば6割は酪農から供給されているわけでございますから、我が国畜産業全体にとってみればやはり大きな利益をもたらすであろうということで、政策的な判断をしてそのようなことをやっているわけでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。田淵委員どうぞ。

○ 田淵臨時委員

先ほど存在意義のお話を伺ったのですが、実は機構がなくても回る事業というのが幾つかあるのではないかと思います。あと、なぜ機構が実施しているのかがよく見えないという事業が幾つか、見せていただいた中でありましたので、そこを確認させていただきたいです。

まず、学校給食用の牛乳供給業務でございますね。こちらに関しては、既に12年度に単価助成を廃止されています。この時点では、単価助成を農家にしていただけですから農家を向いていたと思います。したがって、先ほどのご説明では農家を向いていたのだらうと思うのですが、その後、現在においては、抜本的に見直されておりますね。今やっていることは普及啓発だということで、パンフレットですとか、あと壁紙新聞といったものにかかなりの経費を費やしていらっしゃる。それは機構でやる必要がないのではないのでしょうか。要するに、いろいろなところで牛乳の効用というのは説かれていて、もう既に国民の皆さんはかなり理解されていると思います。なぜ、そのところを機構がやる必要があるのか。11億円だか12億円近くの経費を投入して実施をしていると思うのですが、機構が実施する必要性が見えないので、その辺の考え方をお聞かせいただきたいというのが1つ。

あと養蚕、カイコですが、こちらに関しては1,300戸ちょっとの農家を向いてらっしゃると思うのですが、国費を1,300戸というかなり少なくなってしまった農家に投入し、今までと同じような形でこの事業を続けていく必要があるのでしょうか。現状をみると、事業自体を抜本的に見直す必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

まずその2点をお聞かせいただけますか。

○ 富田分科会長

お願いします。

○ 本川畜産部部長

牛乳・乳製品関係の事業でございますが、例えば牛乳・乳製品の1人あたりの消費量というのを、これは家計消費を取っているわけでございますが、平成8年のデータで34.7リットルだったのですけれど、今、平成17年の最新データでは30.7リットルと、残念ながら、なかなか牛乳・乳製品のよい点をご理解いただいて、その消費が上向くことにはなっておらないのが現実です。砂漠に水をまくようなものではないかとおっしゃられるのかもしれませんが、まさにそのような牛乳・乳製品の消費というのは、こんなにいい食品でありながら消費量が落ちているというのが現実です。お茶やジュースはやはり消費者の方々には嗜好されます。特に若い方々は、学校給食がある間にはいいのですが、それがなくなって高校生になられたりする年代になると、なかなか牛乳を飲まなくなるような状況ができておまして、ここは私どもとしても、学校

給食という半強制的に牛乳を飲む、そのような時期に牛乳のきちんとした飲用習慣をつけていただくということは、どうしても政策を打っていかねばいけない部分だと、残念ながら私どもは思っているところでございます。

それから蚕糸につきましても先ほどお話がございましたが、1,300戸の農家が、例えば先ほど12億円の生産額と申し上げましたが、その12億円の生産額の中で、輸入生糸から調整した調整金だとか、又は国費を財源に8億円ぐらい補てんしております。逆に言えば、それぐらい補てんをしないと、ほかにどんな工夫をしようが農家はやっていけないわけです。

いろいろな工夫を私どもはしたいと思えます。ただ、基幹的にそのような価格差を補てんする部分というのがないと、生糸の生産を行っていく人がいなくなるのが実態でございまして、その点について振興事業のいろいろな工夫はしていきたいと思っておりますが、今申し上げたような価格差の部分をもどのように手当てをすることは極めて難問でございまして、私どもとしてもいろいろな知恵は絞っていきたいと思えますが、なかなか振興事業の根幹を大きく変えることは難しいのではないかと考えております。日本からもう養蚕業はなくなってしまうのであれば、また話は別ですが、そこをある程度維持をしていくためには、どうしても必要な資金と事業ではないかと思っております。

○ 富田分科会長

はい。田淵委員どうぞ。

○ 田淵臨時委員

学校給食用の牛乳供給業務ですが、普及が必要だとお考えであるなら、当初の目的とずれているような感じがします。普及が必要というのであれば、業務内容を抜本的に見直した段階で、本来は、今まで実施していた事業をいったんやめて、普及啓発が必要であるなら新たに事業として整理して立案し、その効果を測っていくことが必要なのではないかと思うのですが。このままずっと、目的が違うままに事業を続けていこうとしているように見られたということです。

違う観点でご質問したいのですが、情報収集の提供業務について、これも春のヒアリングのときにもお伺いしたのですが、組織の定員の15%を割いて、あと海外にも事務所を設けてこの事業を専門的に実施していらっしゃるとのことですが、これはそれぞれの事業の附帯業務として実施していくことでいいのではないかと、そのほうが効率的な事業の実施ができるのではないかと、ここも抜本的な見直しが必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○ 富田分科会長

お願いします。

○ 本川畜産部部長

情報収集業務についてお答えさせていただきますが、例えば畜産の専門家、あるいは砂糖の専門家という、それぞれの専門家がそれぞれの業務についてやっているわけでございますが、最近のバイオエタノールの動きというのを見てもみますと、例えば砂糖の専門家は何が見えるかという、ブラジルでサトウキビを使ってエタノール生産が早く行われているというようなことが見えてくるわけでございます。それから畜産の専門家からは、例えば米国でトウモロコシがエタノールに回って、トウモロコシの価格が値上がって、えさの価格が値上がりするというような場面は見られるのでありますが、もう少しバイオエタノール全体の生産の動向でありますとか、もう少し大まかな視点、上の視点から、作物を超えた視点から見なければいけない事象というのが頻繁に起こっております。

例えば気候変動もそうであります。世界的な気候変動が、オーストラリアなりアメリカなりヨーロッパなりの生産にどのように影響を与えているか、例えばヨーロッパでは今、小麦がずいぶん不作になりそうですが、そのような動向を、それぞれの作物で忙しくしている人に全体を見ろというのは、そのような訓練をさせてそのような努力をさせればいいのかもかもしれませんが、なかなか難しいところもございます。

そのような意味で、私どもは、まさに今、全世界的に多角的な視点から見なければいけない事象が起こっているこのようなときこそ、全体をとらえて継続的に分析するセクションが必要ではないかと思っているところでございます。

○ 富田分科会長

田淵委員どうぞ。

○ 田淵臨時委員

そこに15%の職員を割く必要があるのでしょうか。今の状況のままでいいのかどうか、もう少し効率化できないか、考えられるところではないかと思えます。今のままでいいのかどうか、もう1度見直していただきたいと思えます。経費として10億円ぐらいかけていらっしゃるのですが。

○ 本川畜産部部長

常に効率化には努力していきたいと考えております。

○ 田渕臨時委員

最後に1つ、よろしいでしょうか。

○ 富田分科会長

はい。どうぞ。

○ 田渕臨時委員

人件費とあと地方事務所です。先ほど、10カ所を3カ所に絞って、3カ所を残すという御説明がありましたが、地方事務所も農協に委託するというお話を聞いているのですが、もし農協に委託するのであれば、この3つの地方事務所も要らないのではないのでしょうか。機構がそこに事務所を構えている意義というものが見えないというのが1点。

あと、人件費についても引き下げをいろいろ検討されていらっしゃるということですが、いつまでにどの程度引き下げていくのか具体的なものを後ほどデータなり資料でお示しいただければと思います。

以上2点です。

○ 富田分科会長

それでは、手短にお願いいたします。

○ 本川畜産部部長

先ほども冒頭にご説明申し上げましたが、これまで精糖企業なりを通じて価格の中に織り込まれた形で交付しておったベネフィットを、直接農家に交付するということになりました。それも一定の要件を満たした農家の方に交付することになりましたので、それぞれ補助金交付決定自体は個々の農家ごとに行うこととなります。

ただ、それを農家の方々が個々それぞれに申請するのは非常に難かしゅうございますので、農家の方々がそのような申請業務を農協に委託をすることになっています。ですから、申請書自体は農協から機構にまとめて上がってくることとなりますが、まとめて上がった申請書を個々の農家ごとに、要件を満たすかどうかを審査して、それぞれ交付決定の事務を行っております。これは農協には委託できないことであります。まさに補助金の交付決定の根幹的業務でありますので、国家公務員のみなし規定がある機構の職員が実施することとなります。農協に委託することにはなっていますが、それは農家が申請をするときにその申請業務を農協

に委託するということであって、機構が一々何万人の農家から郵便物を受理するという事はなくなるという意味では、軽減されるわけではありますが、個々の農家ごとに要件を審査して補助金交付決定を行って、個々の農家ごとにお支払いをするということは変わらないわけでございます。それをできるだけ現場でやっていただきたいというのが、それぞれの北海道、鹿児島、沖縄の関係農業団体のご要請でもありますので、私どもとしてはそこに存置していきたいと考えているところでございます。

それからもう1つ、補助金の支払いに関しましても、例えば砂糖といいますのは冬場の操業でございますが、月3回、8営業日以内にお支払いしております。要するに、サトウキビが工場に持ち込まれて、そのような申請が上がってきて、受理した限りは月3回、8営業日以内にお払いする態勢をとるとお約束をしておりますので、現場にそのような事務を行える者が必要であると私ども判断をしているところでございます。

それから後の点につきましては、また書面でご回答申し上げたいと思います。

○ 田渕臨時委員

もう1つだけよろしいですか。

○ 富田分科会長

はい。どうぞ。

○ 田渕臨時委員

地方事務所ですが、申請がまとまって農協から上がってきたものを審査して決定するのであれば、そこにいなくても、東京でもできるのではないかと思います。8営業日以内に支払うことも、今のお話を伺っていて、例えば出張とか、事務所を構えなくても対応ができるのではないかと思えるのですが、いかがですか。

○ 本川畜産部部長

例えば農家の方が申請を上げてこられたときに、それが果たして正しいかどうかは、やはり現地確認もしながら行わなければいけないと思っております。まさに支払いに関しても、同様に、一定のランダムな確認をしながらやっていかないと、東京で書面だけで交付決定をして、実はそこに詐欺まがいのものがあったりしたときに、適正な責任を果たせないのではないかとということもございまして、私どもとしては、現地に事務所を置いて現地確認を適宜行いながら、そのような検証も含めて、きちんと見ることも必要ではないかと思っております。何分、現地

からも、現場に事務所を置いて迅速に対応してほしいという要請が出ておりますので、それにも応えなければいけないと思っているところでございます。

○ 富田分科会長

ほかにかがででしょうか。時間も大分押しておりますけど。どうぞ井上委員。

○ 井上臨時委員

地方事務所の件については、当然、全件、現地確認しているわけではなく、農協という委託者がいるわけで、農協という委託者によってより効率化が図れないのかというのをもっと積極的に考えていただきたいと思います。もし農協等の委託者がいないのであれば、おっしゃっている意味合いはよく分かりますが、実際に農協という委託者がいる限り、地方事務所が本当に必要でしょうか。もちろん、全件見られるわけではありませんし、事後的に、後から東京から見に行き行ってチェックすることも可能なわけで、何か説得力がないように感じました。

○ 本川畜産部部長

実を申しますと、この査定関係の業務は10月から始まる砂糖年度からまさにスタートする業務でございます。これから始まる業務でございますので、北海道と鹿児島と沖縄の関係だけでございますが、まさにおっしゃるような合理化の余地があれば、それは不断に取り組んでいきたいと考えております。

○ 富田分科会長

それでは、時間の都合もありますので、農畜産業振興機構につきまして、今日のところはいったん議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、農業者年金基金の見直し当初案の主要なポイントについてお話を伺いますが、予定時間も延びております。ご説明につきまして、予定どおり5分で説明いただきまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、ご説明お願いいたします。

○ 宮原総務課長

本日、経営局は今井審議官が説明する予定でしたが、急に体調を崩しまして、担当課の構造改善課長からご説明させていただきます。ご了承いただきたいと思います。

○ 光吉構造改善課長

課長の光吉でございます。よろしくお願いたします。

私からは農業者年金基金の業務、組織の主な見直し内容につきまして、お手元の資料に沿ってご説明をいたします。独立行政法人農業者年金基金の見直し当初案についてという資料でございます。

資料の1ページには、農業者年金基金の業務を簡単に図に示しております。農業者年金の業務につきましては、加入者あるいは受給者が全国にいらっしゃるということから、届出書の受付あるいは内容の審査など、業務の一部を地元の農業委員会あるいはJAなどに委託をして実施しております。これらの業務に必要となる委託費は、18年度で約23億円となっております。

まず1点目でございますが、この委託業務を今後さらに効率的、効果的に実施していく観点から見直しを行いたいという点でございます。

2ページの見直しの基本的考え方をお開きください。1つ目の見直しといたしましては、業務運営の効率化、委託業務の効率的・効果的实施についてでございます。具体的な内容としましては、右側に矢印をしておりますが、1つは特別相談活動事業を廃止したいと考えております。この事業は年金基金の委託事業の1つであって、都道府県段階の受託機関などに相談員を設置した上で、農業者年金に関する相談に対応してもらっております。この事業につきましては、農業委員会やJAの指導などを行う委託事業とは別途の委託契約を県段階の受託機関と結んでおります。委託業務の合理化を図る観点から、今回、これを廃止することを考えております。もちろん相談に対する業務は重要ですので、今後も受給者などからの相談に適切に対応するためにも、廃止後は既存の委託費をより効率的に利用して対応できるよう、工夫していきたいと思っております。

さらに、定額割の見直しについてであります。各業務受託機関への委託費につきましては、幾つかの配分基準に基づいて配分をしております。この中で、業務受託機関が加入者や受給者からの問い合わせなどの対応業務などを円滑に実施する上で最低限必要となる経費、この経費を一律に配分するいわゆる定額割部分がございます。今回、この定額割部分につきまして、受給権者の数ですとか、あるいは被保険者の方の数ですとか、業務実績に応じて配分することとし、より受託機関ごとの業務量を反映した配分となるよう、見直しを行うことを考えております。

3つ目は、加入促進にインセンティブを与える委託費の配分でございます。現在、21年度までに加入者10万人を目指しまして加入促進活動に取り組んでおります。これまで新規加入者があった場合には、業務受託機関である農業委員会、JAのそれぞれに一定の委託費を一律的に配分してはりましたが、今回、一律的に配分するのではなく、新規加入に結びついた具体的な

活動に応じて配分することで、加入促進活動の実績がより直接反映されるような形に基準を見直したいと考えております。なお、これらの基準の見直しにつきましては、今後、具体的な内容を詰めてまいりたいと考えております。

大きな2つ目は組織の見直しについてでございます。地方連絡事務所の廃止と書いてございますが、現在、札幌市と熊本市に連絡事務所を設置いたしまして、それぞれ3名の体制で、業務受託機関との連絡や事務指導、研修、各種届出書等の受理、審査などの事務を実施しております。連絡事務所につきましては、北海道と九州に加入者や受給権者、さらには窓口業務を行う市町村段階の受託機関が多いこと、また、東京の本部と地理的、時間的に距離があることから昭和48年に設置されたものでございます。

これまで連絡事務所は事務の効率的、かつ円滑な業務の実施に大きな役割を果たしてきましたが、今回、業務運営の効率化の観点から、段階的に廃止したいと考えております。なお、廃止後も業務受託機関に加えまして、現在、各地域で加入推進のリーダー的な存在の方に対して研修を実施しており、こういった人を中心に円滑な事業の実施と加入推進活動に支障を及ぼさないようにしていきたいと考えております。

そして人件費の計画的削減につきましては、これまでも中期計画を上回る削減を行ってまいりましたが、現在の中期目標期間終了後も、引き続いて計画的な削減に努力していきたいと考えております。

このほか、千葉県柏市に職員の宿舎を保有しておりますが、宿舎の利用状況などを勘案して、早期に売却することを考えております。

また、随意契約の見直しにつきましては既に国と同じ基準を設定しておりますが、今後、さらに適正化を図るために基金の内部に契約審査委員会を設置するとともに、一般競争入札に移行できるものは移行してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○ 富田分科会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました農業者年金基金の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、どなたからでもご発言願います。山本委員どうぞ。

○ 山本臨時委員

簡潔に申し上げますが、いわゆる旧制度と新制度とあるわけですが、現地調査の場合にも少しお話を承ったのですが、基本的に多くの業務は市区町村が担っているとの資料にも書いて

ございますが、農業委員会等で農地、農業に関する認定業務等が実施されていますし、農業協同組合においても委託されているということで、例えば新制度でいえば、資金の運用方針は、農業者年金基金でお決めになっておられますが、実際の運用というのは外部に運用を委託されているわけでございます。農業者年金基金の存続が価値あると言うためには、具体的に新旧制度のこういった部分で農業者年金基金として存在価値があるのでしょうか。いわゆる農業者委員会等で実施できない業務として、ここにも具体的に資格の審査及び決定とお書きになっていますが、ほとんどの業務は受託機関で実施されていて、形式的な業務になっているのではないかという疑問が、どうしても外部の者には起こるわけですね。そうすると、具体的にここに書いてある審査及び決定というのは、どうしても農業者年金基金でないとできないものかどうか、あるいはまた別の考え方から言えば、旧制度等においては別の法人等、あるいは場合によっては市場化テスト等においてむしろ競うべきではないかという議論があり得ると思うのですが、その2点についていかがお考えでしょうか。

○ 富田分科会長

簡潔にお願いします。

○ 光吉構造改善課長

年金基金につきましては、農業者の老後生活の安定、福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資するという事で、農業者の年金等の給付を行うのはあくまで年金基金が責任を持つて行うことは当然でございます。この場合、先ほど申し上げたように、全国に加入者あるいは受給者がいらっしゃるために、それぞれに職員を配置するといった非効率なことをしないで、業務の一部については、それぞれ現場の農業委員会やJAに委託を行っているところでございます。

このように業務委託しておりますが、当然のことながら、年金の給付等に係ることにつきまして責任を持って最終的な決定を行っていくのは基金でございます。業務委託は、現場での実務作業を委託して効率よくやろうとしているところでございますが、あくまで年金の給付等を責任持って最終的に判断しているのは年金基金でございます。

農業者年金につきましては、政策的な必要性の基で確実に実施されなければいけない公的な政策年金という、公益性の高い、非営利の、非収益の事業でございます。この観点から、公平性、中立性を確保しながら、事業を実施することが必要と考えております。

それと旧制度についてですが、旧制度にかかる年金の給付につきましては13年度に大きな制度改正をいたしまして、過去に保険料を納付された方に対する年金等の受給権への期待に応え

る義務として、適正に行わなければいけないということで、これにつきましては年齢の要件だけではなくて、農地等の権利移動もかかわるものでございます。こういったものについてノウハウの蓄積がある農業者年金基金において、旧制度の加入者に対する義務として年金の給付を実施していくことが重要だと考えております。

なお、旧制度の年金に加えまして、新制度の年金の裁定請求が今後本格化してくるところでございしますが、新旧両方の年金を受給する方もだんだん増えてまいります。この場合これを分離して実施するというのであれば、窓口の分散による事務の効率性の問題など、利便性などに影響が出てくるかと考えております。

以上でございます。

○ 富田分科会長

山本委員、いかがですか。

○ 山本臨時委員

ちょっと具体論に欠けまして私はよく理解できなかったのですが、最終的に年金基金が認定されるというのは、承知しておりますが、ですから農業委員会とか農業協同組合、市区町村で行うことにプラスアルファとして、何を具体的に実施されているのか、あるいはそれについてもっと効率化の余地があるのではないかについて、時間がもうございませぬから、また後ほど文書で明確にお答えいただきたいと思います。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ井上委員。

○ 井上臨時委員

私は組織面の見直しでお聞きしたいのですが、今、ラスパイレス指数が122.5ですか。それで全体の職員数も78人と小規模な団体だと思うのですが、その中で管理職が18人ということで、約20%強の比率を持っています。より人的な面で改善する余地が、給与体系も含めておありなのではないかと感じますが、その点についてはいかがでしょうか。

○ 光吉構造改善課長

被保険者の資格ですとか、あるいは年金の給付に関する最終的な審査決定などをすると先ほど申し上げましたが、こういった多岐の専門的な業務を行う関係で高い専門性と判断能力を求

められるというところがございまして、業務ごとに責任者を配置しており、そして実際の現場の業務みたいなものは、先ほど申し上げたようにできるだけ業務委託するという形でやっています。一般の職員は必要最小限の人数にとどめていることから、管理職の方の割合が高くなっていると思っております。それと、東京の本部に勤務している人が多いという事情もございまして。

ご指摘のとおり、給与水準につきましてはいろいろ考えていかなければいけないということございまして、国家公務員の給与構造改革に準拠した改正に加えまして、基金の独自の取組として、国家公務員の給与改定よりも節約した率による給与改定をしております。また、管理職手当の支給割合の引き下げなども実施しておりますが、こういったことは今後とも取り組んでいかなければいけないと考えております。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。

それではよろしいですか。時間の都合もありますので、今日のところはこれで農業者年金基金については、いったん議論を打ち切らせていただきます。

本日、ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多忙の中、ご協力を賜りましてありがとうございました。

当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日は、時間の関係で十分なお質問等ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合は、後日、事務局を通じて照会したり、必要に応じ、ワーキング・グループで再度ヒアリングをお願いすることがありますので、その際にはご対応方、なにとぞよろしくお願いいたします。

本日は農林水産省の皆様、ありがとうございました。ご退席いただきまして結構でございます。

以上で、本日予定の見直し当初案に関する府省からのヒアリングを終了いたします。

引き続き、総務省、財務省、厚生労働省及び国土交通省の各独立行政法人評価委員会から通知されました「役員の退職金に係る業績勘案率（案）」について審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。

○ 岩田調査官

それでは、資料3-1をご覧ください。これが総括表になってございます。

今回は、総務省初め4省から計29名分の業績勘案率が通知されてございます。ご覧のとおり、ほとんどが1.0になっております。これにつきましては各ワーキング・グループでご議論いただいたところでございますが、結論といたしましては「特に問題ない」ということでございますので、今回の通知案に対しましては「特に意見なし」ということで回答していただいでよろしいかと考えてございます。

なお、その中で1点、国立印刷局理事長及び理事が0.9になってございます。これについて簡単にご説明させていただきます。

恐縮でございますが、資料3-3をご覧ください。国立印刷局につきましては、今回審議の対象となっております理事長等の在職期間中にいろいろな不祥事案と申しますか、事件が、発生しております。例えば、旧一万円札の関係でございますが、旧紙幣につきましては、目の不自由な方が識別できますように、触れば凹凸がわかるようにすかしが入ってございます。この凹凸が不鮮明と申しますか、薄いといったものが流通したという事件がございました。次に、平成16年11月から新紙幣が発行されたわけでございますが、その直前の10月に新千円札のテスト分が流出いたしましてインターネットのオークションに出品されたという事件がございました。また自動販売機が受け付けにくい千円札が大量に流通したという事件がございました。さらに職員による収入証紙の横領という事件がございました。

なお、このうち、目の不自由な方の識別用の凸凹が不鮮明だった件と、自動販売機が受け付けにくい紙幣が流通した件につきましては、品質管理の問題。それから新紙幣が発行される前にインターネットオークションに出品された件と、収入証紙が横領された件はセキュリティーの問題でございまして、今回審議の対象となっております理事の方は、これらすべてを担当しているものでございます。

こういった事件を踏まえまして、財務省の評価委員会ではどのようにして業績勘案率を算定したかということでございます。財務省の評価委員会では、業績勘案率を算定する場合、年度評価の項目別評価をベースにしております。この理事の場合は、5項目を担当してございます。15年度の場合、年度評価結果と申しますか業績評価結果は5項目すべてAになってございます。このAというのは、5段階評価でございますので、通信簿でいえば4ということでありまして、この結果を勘案率に換算いたしますと、1.3になるということでございます。

16年度についてですが、担当項目は一緒でありまして、「内部管理体制の強化」の項目がCになってございます。この「内部管理体制の強化」とは、先ほど説明した事案に対応する部分でございまして、新千円札がインターネットのオークションに出されたものでございます。この事件を踏まえまして、業績評価ではC、いわゆる通信簿でいけば2になるわけでございます。

こういったものを踏まえまして、16年度の業績勘案率は、1.0ということになっております。17年度も同様でございますが、「内部管理体制の強化」がCになってございます。これは先ほどの事例の、横領の関係でございます。なお、この横領自体は平成14年度、15年度にかけて行われ、そして発覚したのが平成18年度に入ってからでございますが、財務省の評価委員会の判断では、発覚した時点の年度評価にこういったものを勘案すると判断したようでございます。したがって、17年度の業績評価がCになっております。

なお、このほかにもCになっている項目がございますが、これは千円札が大量に流通したという件を踏まえてCになっているものでございます。

この結果、勘案率に換算いたしますと1.0となっております。

以上の各年度のこのような業績評価を踏まえまして、全体の業績勘案率は、算定上1.0となっているわけでございます。ただ問題は、この算定上の1.0をそのまま最終的な業績勘案率にするかどうかについてであります。これについてはこれまで事務局と財務省の間でいろいろやり取りがございました。

いろいろやり取りはあったわけでございますが、最終的に財務省の評価委員会の判断は、役員というのは業務運営をしっかりと1.0であろう、今回のこうした事案が発生したような場合は、算定上1.0であっても勘案率を引き下げるのが妥当との判断に達したようでございます。

その結果といたしまして、理事長及び理事は0.9になった次第であります。

このような経緯でございますが、今回の業績勘案率については、①財務省において厳格に業績評価を行っていること、②さらに不祥事案等を踏まえ引き下げていることから、特段の問題はないということによろしいかと考えてございます。

なお、監事につきましては1.0となっております。これはこの案件に関係なく、監事は業務執行を適正に監査するものであるとの趣旨から、1.0のままになってございます。

○ 富田分科会長

はい。よろしいですか。

○ 岩田調査官

はい。失礼しました。以上で終わります。

○ 富田分科会長

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたら、どなたからでも発言を願います。よろしいでしょうか。

それでは、総務省、財務省、厚生労働省及び国土交通省の各独立行政法人評価委員会から通知されました役員の退職金に係る業績勘案率（案）についてお諮りいたします。

本件に係る委員会の回答につきましては、案のとおりとさせていただくことでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○ 富田分科会長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、事後の処理につきましては私、分科会長にご一任いただくこととさせていただきます。最後に、事務局より報告事項がありましたらご説明願います。

○ 白岩評価監視官

特にございませぬ。

○ 富田分科会長

それでは次回の予定のみ、確認のために言ってください。

○ 白岩評価監視官

次回は12日で、時刻は13時半から、文部科学省についてのヒアリングです。場所でございますが、前回アナウンスのとおり都道府県会館の101大会議室でございます。よろしくお願いたします。

○ 富田分科会長

ということで、本日は以上をもちまして政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会を終了いたします。

本日は、ご多用の中、ご出席を賜り、また活発なご審議賜りましてありがとうございます。

— 了 —